

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社オルツ

【表紙】

【提出書類】

新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)

【提出先】

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】

2024年9月5日

【会社名】

株式会社オルツ

【英訳名】

alt Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 米倉 千貴

【本店の所在の場所】

東京都港区六本木七丁目15番7号

【電話番号】

03-6455-4677(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役CFO 日置 友輔

【最寄りの連絡場所】

東京都港区六本木七丁目15番7号

【電話番号】

03-6455-4677

【事務連絡者氏名】

取締役CFO 日置 友輔

目 次

	頁
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	17
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	18
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	22
3 【事業等のリスク】	23
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
5 【経営上の重要な契約等】	36
6 【研究開発活動】	36
第3 【設備の状況】	37
1 【設備投資等の概要】	37
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】	37
第4 【提出会社の状況】	38
1 【株式等の状況】	38
2 【自己株式の取得等の状況】	57
3 【配当政策】	59
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	60
第5 【経理の状況】	74
1 【財務諸表等】	75
第6 【提出会社の株式事務の概要】	119
第7 【提出会社の参考情報】	120
1 【提出会社の親会社等の情報】	120
2 【その他の参考情報】	120
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	121
第三部 【特別情報】	122
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	122
第四部 【株式公開情報】	123
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	123
第2 【第三者割当等の概況】	125
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	125
2 【取得者の概況】	130
3 【取得者の株式等の移動状況】	134
第3 【株主の状況】	136
監査報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	49,317	55,526	955,969	2,666,074	4,111,995
経常損失(△) (千円)	△440,826	△201,746	△384,528	△670,352	△1,497,762
当期純損失(△) (千円)	△571,262	△187,828	△385,478	△671,302	△1,498,712
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	355,236	490,326	720,442	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式	68,400	68,400	68,400	68,400	68,400
A種優先株式	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200
B種優先株式 (株)	18,800	18,800	18,800	18,800	18,800
C種優先株式	13,417	19,355	29,470	29,470	29,470
D種優先株式	—	—	—	39,139	46,779
D-1種優先株式	—	—	—	2,182	2,584
純資産額 (千円)	117,315	199,666	274,420	3,118,295	2,303,714
総資産額 (千円)	160,486	332,523	583,375	3,522,076	3,397,485
1株当たり純資産額 (円)	△26,245.88	△28,991.91	△34,627.55	△444.42	△663.53
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△4,504.62	△1,473.22	△2,698.10	△39.55	△80.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	73.0	60.0	47.0	88.5	67.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△781,019	△1,688,864
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△1,208	△280,070
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	3,510,584	1,123,188
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	3,062,938	2,217,193
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	7 [1]	10 [0]	13 [0]	15 [0]	16 [11]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記

載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
6. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
7. 第6期から第8期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（契約社員及びアルバイト・パート社員を含む、派遣社員は含まない）は、年間の平均雇用人員を〔 〕内に外数で記載しております。
9. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、監査法人シドーの監査を受けております。なお、第6期、第7期及び第8期については「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人シドーの監査を受けておりません。
10. 2024年7月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年7月30日開催の臨時株主総会により、2024年7月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
11. 2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
12. 2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、監査法人シドーの監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
1株当たり純資産額 (円)	△262.46	△289.92	△346.28	△444.42	△663.53
1株当たり当期純損失（△） (円)	△45.05	△14.73	△26.98	△39.55	△80.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
2014年11月	東京都江東区にて「P. A. I.」（パーソナル人工知能）の開発を目的として株式会社オルツ（資本金1百万円）を設立
2015年4月	パーソナル人工知能を表す「P. A. I.」の商標を取得（2018年6月に同意義として「P. A. I.」の商標を取得）
2015年7月	横浜国立大学大学院森研究室との「会話のカテゴリ分類の精度向上とその自動化」に関する共同研究を開始
2015年12月	Thuyloi University Tung Nguyen博士との自然言語処理及び機械学習に関する共同研究を開始
2016年1月	国立情報学研究所 市瀬龍太郎准教授とのオントロジーデータの自動抽出に関する共同研究を開始
2016年2月	ジャフコグループ（ジャフコグループ株式会社を頂点とする同社のグループ会社及び同社が投資助言を行うファンドの総称）をリード投資家とするSeriesAラウンドにて、約6億円の資金調達を実施
2016年3月	ニューヨーク大学関根聰研究准教授とのオープンな固有表現データベースの構築のための技術顧問契約を締結
2016年8月	ベトナム国家大学Nguyen Thi Minh Huyen博士との複数の固有表現抽出アルゴリズムの組み合わせ（Ensemble Learning手法）で高精度な自然言語理解や質疑応答を実現するための共同研究を開始
2016年10月	国立情報学研究所山岸順一准教授との少量の人間の音声サンプルから音声クローンを生成する共同研究を開始
2016年11月	Vietnamese Language and Speech Processing（以下、「VLSP」という。）2016 固有表現認識コンテスト優勝
2017年1月	東京都千代田区に本店移転
2017年2月	「EY Innovative Startup 2017」AI分野にて表彰
2017年3月	ベトナム ハノイ市に100%子会社として、現地の優秀なAIエンジニアの採用活動や大学教授陣との共同研究を目的にALT VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立（2020年10月閉鎖）
2017年7月	音声データのみによる音声合成に成功
2017年8月	Association of Computational Linguistics (ACL) 2017にて拡張固有表現認識の研究論文を発表
2017年8月	SBIインベストメント株式会社が投資助言を行うINTAGE Open Innovation投資事業有限責任組合等からSeriesBラウンドにて、約6億円の資金調達を実施
2018年4月	VLSP2018 固有表現認識コンテスト優勝
2018年6月	経済産業省「J-Startup企業」に選出
2018年8月	パーソナル対話エンジンに関する特許取得
2018年12月	計算言語学国際学会COLING2018にて拡張固有表現認識の研究成果を発表
2019年4月	SBIインベストメント株式会社が投資助言を行うファンド等からSeriesCラウンドにて、約13億円の資金調達を実施
2019年7月	株式会社オルツテクノロジーズを、当社における研究開発及びプロダクトのマネタイズを行い、当社プロダクトを販売する営業面を担うことを目的に100%子会社として設立
2020年1月	東京都港区に本店移転
2020年10月	Communication Intelligence（注1）「AI GIJIROKU」を提供開始
2021年7月	株式会社オルツテクノロジーズを吸収合併
2021年9月	「AIコールセンター」を提供開始
2022年5月	独自大規模言語モデル「LHTM」をリリース
2023年2月	シンガポール政府系ファンドであるテマセク系VCでグローバルトップティア投資家であるVertexグループ（Vertex Holdings. が投資助言を行うファンドの総称）をリード投資家とするSeriesDラウンド（Vertexグループにとって日本の初投資先）にて約42億円の資金調達を実施
2023年6月	独自大規模言語モデル「LHTM-2」をリリース
	株式会社IPパートナーズが運営する、人力による文字起こし事業（コエラボ事業及び安起こし事業）を、人力による完璧な精度を誇る文字起こしサービスの提供、また当社のAIによる自動文字起こし精度向上に寄与する学習サイクルデータの保有が可能となることから、事業譲渡によって買収

年月	概要
2023年8月	デジタルクローン生成プラットフォーム「CloneDev」をリリース
2023年9月	株式会社キーエンスとの資本業務提携を発表
2023年9月	ノーコード生成AIプラットフォーム「altBRAIN」をリリース
2023年10月	独自開発した軽量版大規模言語モデル「LHTM-opt」が、日本語LLM（注2）を評価する「Rakuda」ベンチマークで最高スコアを記録し（注3）、国産商用プライベートLLMとして国内最高の評価を獲得
2023年11月	デロイトトーマツグループのデロイトトーマツコンサルティング合同会社と生成AIの社会実装に向けた連携を開始
2024年3月	M&Aマッチングシステム「CloneM&A (Clone matching)」をリリース GPU計算リソース「EMETH GPU POOL」をリリース AWS Marketplace上に日本語LLMを世界初公開
2024年5月	東北大学言語AI研究センター教授の乾健太郎氏との共同研究を開始 NVIDIA Inception Program パートナー企業に認定 Stability AI Japan株式会社と音声・画像・映像における生成AIのユースケース確立に向けた連携を開始 Databricks Inc. とデータ構造化及びAI/DX化の加速を目的とした連携を開始

- (注) 1. コミュニケーションデータを作成し（書き起こし）、蓄積し、それらデータを基に能動的な業務を遂行することできるAI（人工知能）を指した表現として使用しています。
2. Large language Models（大規模言語モデル）の略称であり、大量のデータとディープラーニング（深層学習）技術によって構築された言語モデルのことを指します。
3. YuzuAIグループが構築した日本語LLMを評価するためのベンチマークであり、2023年10月時点において、開示されている各ベンチマークとの比較に基づいて記載しております。

3 【事業の内容】

当社は、「個人の記憶の永遠化・意思の再現・個人の価値の最大・永遠化により自律社会の実現を加速させるパーソナル人工知能」の開発を目指し、「ラボーロからオペラへ」と「私たちの存在を永久にする」の2つをMission（使命）に掲げ、創業より一貫して「P.A.I.」（パーソナル人工知能）の研究開発を行っております。「P.A.I.」（パーソナル人工知能）とは、私たち自身の意思をデジタル化し、それをクラウド上に配置してあらゆるデジタル作業をそのクローンにさせることを目的としたAIであり、当社は、全ての人が自分のAIを持つことによって、労働（Lavoro）から解放され、アーティスティックな営み（Opera）に没頭することができる世界を実現することを目指しています。これが実現することにより、現在多く見られる「労働集約型ビジネスモデル」から「知識集約型ビジネスモデル」へと転換が行われると考えております。

Vision 構想	自由の価値を向上させるテクノロジー P.A.I.を世界に普及させる
Mission 使命	ラボーロからオペラへ ～労役をなくし創造的な仕事のみ集中できる世界を実現～ 私たちの存在を永久にする
Value 価値	超創造的であれ 恐れ知らずであれ 自分の価値を最大化せよ

図1 当社のVision/Mission/Value

当社は、アカデミックのネットワークを活用し「P.A.I.」（パーソナル人工知能）の研究開発を進める一方で、その研究開発過程から生まれた対話エンジン（※）などの要素技術（※）や、機械学習（※）による個性モデル（※）構築などのノウハウを、AIの活用を検討するクライアントに提供してまいりました。また、2020年1月に、現在の当社収益の多くを占めるCommunication Intelligence（※）「AI GIJIROKU」の提供を開始するなど、上記技術を活用したAI Products事業や、戦略的パートナーとの連携により様々なクライアントに対してAIモデルを応用したAI Solutions事業を提供しております。

これらの製品を支える技術として、日本語の複雑な言い回しや専門用語を学習した当社独自開発の「LHTM-2」等の大規模言語モデル（LLM）（以下、「LLM」）（※）を保有しております。こちらは柔軟なカスタマイズが可能かつ個性化に対応しており、事実の正確性を担保した設計となっております。また、AI市場の拡大により、一層確保が難しくなっていくと考えられる計算リソースという点についても、分散コンピューティング（※）と分散ストレージ（※）の独自のインフラストラクチャー技術「Emeth」、「Stack」を保有しております。

(1) 当社及び当社技術の特徴・優位性

① 設立以降、技術を蓄積し続けてきたことによる先行優位性

当社は、2014年11月設立以降、一人ひとりに「P.A.I.」（パーソナル人工知能）を提供するという世界観の実現に向けて、研究開発を続けてまいりました。2015年より、「Personal Artificial Intelligence」「P.A.I.」（2018年6月に同意義として「P.A.I.」）の商標を取得し、あらゆるテクノロジー分野のトップティアアカデミアとの連携を強化し、他社に先駆けて「P.A.I.」（パーソナル人工知能）に必要な独自の技術を蓄積してまいりました。研究開発の実施にあたっては、2016年のSeriesAラウンド以降、2022年から2023年に実施したSeriesDラウンドまでの調達資金も基に進めております。

以上より、昨今脚光を浴びる「パーソナルエージェント思想」の先駆者であること、また同分野における技術的な先行優位性があるものと自負しております。パーソナルエージェント思想とは、「人の非生産的労働からの解放」という目標のためAI技術を活用して人間の生活をより豊かで効率的にするための重要な「ツール」としての概念です。この思想は、人々が日常生活やビジネスの中で直面する繰り返しの作業や時間を要するタスクから解放され、より創造的で価値の高い活動に集中できるようにすることを目指しています。当社では、このパーソナルエージェント思想を実現するために、高度な自然言語処理技術や機械学習を用いたパーソナルエージェント

の開発に取り組んでいます。これらの技術により、個々のユーザーのニーズに合わせたカスタマイズが可能となり、よりパーソナライズされたサービスの提供が実現します。当社は、その基盤となる技術であるLLMを自社開発してまいりましたが、それに基づいたプロダクト（2020年よりリリースし現在主要プロダクトとなっているCommunication Intelligence「AI GIJIROKU」を筆頭として、そのほか、PoC（Proof of Concept、概念実証。以下、「PoC」）により様々なビジネス上の課題を切り口としてソリューション展開する「altBRAIN」、「AIコールセンター」、「CLONEdev」など）の展開を皮切りに、売上を大きく拡大させております。



図2 当社のこれまでの歩み

- （注） 1. AI Products事業が立ち上がり始めた2020年度以降の売上高を記載しております。
 2. 2021年12月期以前の売上高については、監査法人シードによる監査を受けておりません。
 3. ジャフコグループ株式会社を頂点とする同社のグループ会社及び同社が投資助言を行うファンドを総称して、ジャフコグループと記載しております。
 4. Vertex Holdings. が投資助言を行うファンドを総称して、Vertexグループと記載しております。

② 当社独自のパーソナライゼーション技術

一般的に、個々人にパーソナライズされたAIモデルを開発するためには、多くの学習データと学習時間を必要とすることから、クライアントへのサービス提供においては多額のコストが掛かると考えております。当社は、「P.A.I.」（パーソナル人工知能）を広くサービスとして普及するため、安価にパーソナライズされたモデルを提供できるよう研究を続けてまいりました。当社では、膨大な集合データにより学習された汎用的なエンジンである「平均モデル」を構築しております。「平均モデル」そのまでのサービス展開は行っておらず、「平均モデル」に、パーソナライズを行いたい対象のパーソナルデータ（例えばSNSやメール等のデータ）を学習させることで「平均モデル」を歪ませ、個人の思考、意思、癖などが反映される「個性モデル」を開発します。この際、当社の長年の技術により、学習に必要なパーソナルデータを極少量のデータで実現することが可能であり、これにより相対的に安価に「P.A.I.」（パーソナル人工知能）プロダクトをクライアントに提供しております。

独自のパーソナライゼーション技術

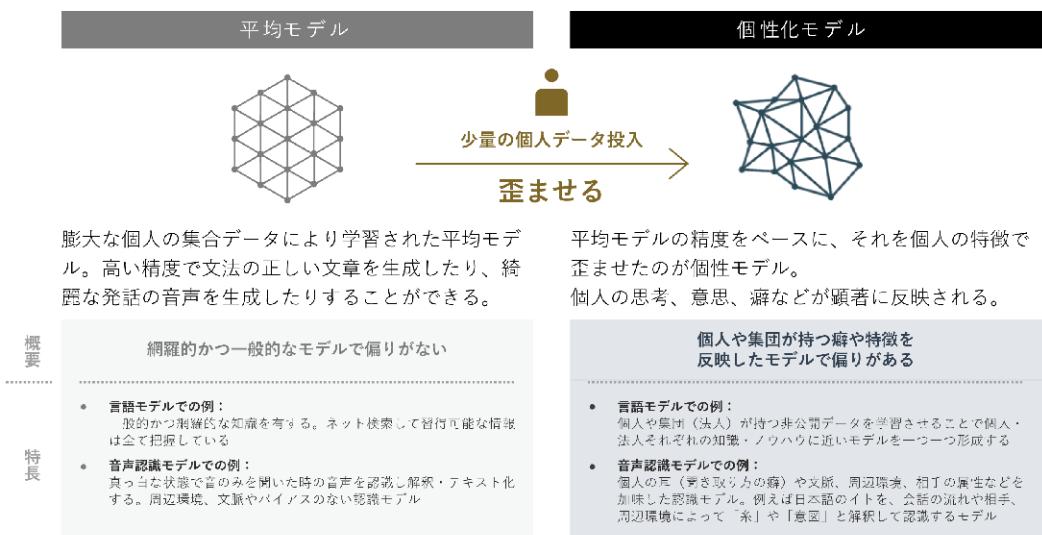


図3 パーソナライゼーション技術のイメージ

③ 経験豊富なチームと国内外有数なアカデミアとの連携等の組織体制

当社は、様々なバックボーンを有し、テクノロジーやビジネスに造詣の深い国内外の優秀な人材を確保することで、真にクライアントが求めるプロダクトを提供できるような体制を構築しております。また、当社のビジョンに賛同頂いた、国内外有数のアカデミアの方々と連携・共同研究を行っており、当社独自開発の「LHTM-2」等のLLM等、常に最先端技術を提供できる体制を整えております。

また、当社は業務委託者を積極的に活用することで人材の流動性を確保し、正社員では採用が難しいような高い専門性を持つ人材や当社に最適な人材を世界中から集め、正社員も合わせ、グローバルで90名以上の規模にて事業に取り組んでおります。業務委託者の当社へのコミットメントは様々ですが、2024年6月末現在における業務委託者の在籍状況は次のとおりです。特にエンジニアにおいては契約期間を長期化し、長期のサポートが可能な契約形態、または月40時間に留まらない稼働等、コミットメントを高める施策を講じております。

契約期間（注1） 契約稼働時間（注2）	6ヶ月以上	3ヶ月以上	3ヶ月未満	合計
140時間超	10名	2名	5名	17名
100時間超140時間未満	8名	2名	2名	12名
60時間超100時間未満	8名	9名	8名	25名
40時間超60時間未満	7名	1名	4名	12名
40時間未満	18名	4名	4名	26名
合計	51名	18名	23名	92名

(注) 1. 2024年6月末現在における、業務委託者の過去の契約期間であります。

2. 2024年6月単月における、業務委託者の月当たり稼働時間を指します。

④ 当社のコア技術

当社は、要素技術、LLM、インフラストラクチャー等、生成AIのバリューチェーンにおいて必要な技術要素を自社開発・自社保有しております。



図4 当社の保有する主な技術

<LLMについて>

当社のコア技術でもあり多くのプロダクトにも組み込まれている、独自開発のLLMの種類及び特徴は次の表のとおりです。なお、当社のLLMは、ハルシネーション（LLMが、正当性がなく、事実に基づかない虚偽の回答をしてしまう現象）を極力排除できるよう設計をしており、ハルシネーションの発生確率を自動的に評価できるエンジンも開発しております。

名称	ローンチ日	パラメータ数	特徴
LHTM	2021年9月	—	最初のプロトタイプシリーズであり、短文の理解と応答が可能あります。
LHTM-2	2023年2月	大規模	長文の理解が可能であり、少数のショット学習（※）をサポートいたします。「altBRAIN」及び「Communication Intelligence「AI GIJIROKU」等、当社の製品やサービス等で利用が可能あります。
LHTM-OPT	2023年10月	小規模	「LHTM-2」対比、軽量化を図ったモデルであり、小メモリ環境でも実行が可能あります。自然言語処理の日本言語理解ベンチマーク「JGLUE」（注1）、日本語LLM評価ベンチマーク「Rakuda」（注2）において、国内トップレベルのスコアを記録しています。（注3）

(注) 1. Japanese General Language Understanding Evaluationの略であり、早稲田大学とヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社）の共同研究により構築された、日本言語理解を図るベンチマークであります。

2. YuzuAIグループが構築した日本語LLMを評価するためのベンチマークを指します。

3. 2023年10月時点において、開示されている各ベンチマークとの比較に基づいております。

＜インフラストラクチャーの説明＞

Emeth	 <p>当社が構築した、Peer-to-peer（ピア・ツー・ピア）（※）で世界中のGPUをつなげた巨大グリッドコンピューティングシステムです。最大の特徴は、ハードに手をいれることなく複数の演算手法を組み合わせることで、異種混合環境（※）でのGPU使用効率の極限を引き出すことが可能であることです。さらにデータを暗号化したまま計算する分散秘匿計算（※）にも対応しており、当該技術を用いたクローンモデルの生成が可能になっています。</p>
Stack	 <p>当社が構想する地球上に張り巡らされた分散ストレージです。多数存在するストレージを活用し、情報が分割され、暗号化され、世界中に分散して保存され、ブロックチェーンで自律的に管理されることで、改ざんの不可能性を保証するインフラストラクチャーです。</p>

（2）当社サービスの特徴・優位性

当社は人工知能（AI）事業の単一セグメントであります。当社内のサービス分類として2つの事業区分に分けており、その区分に基づくサービスの特徴・優位性を以下のとおり記載します。

① AI Products事業

当社の「P. A. I.」（パーソナル人工知能）の実現のために研究開発を重ね蓄積してきた要素技術と、多くの戦略的パートナーとのリレーションを活用した課題発掘力及び優秀なエンジニア陣によるプロダクト開発力、AIの社会実装力を基盤とすることで、多くのAIプロダクトの開発・提供を行っております。

＜プロダクト一覧及び説明＞

プロダクト名	説明
Communication Intelligence AI GIJIROKU	 <p>AIの学習機能を搭載したCommunication Intelligenceツールであります。会議議事録作成等の業務を代替し、各会議結果及び経緯等をデータ化し可視化するプロダクトであります。当社における音声認識及びLLMを活用したプロダクトであり、Communication Intelligence「AI GIJIROKU」は、利用する度に文字起こしの精度が向上するという特徴を持っています。主要35か国語のリアルタイム同時翻訳に対応し、金融、医療、製薬、化学、建築などの業界・業種に特化した、高い音声認識精度を有する最先端モデルを提供しています。利用者のSNSやメール、辞書データから自動学習した文章のパーソナライズ、ユーザーの声紋判断による話者特定のパーソナライズが可能で、クライアントの会社固有の「知識とノウハウ」を持つAIが実稼働することで、会議の効率化と生産性の向上に大きく貢献します。</p> <p>「P. A. I.」（パーソナル人工知能）実現に向けては、ビジネスシーンのAIを構築するため、基盤データクラウドとしての役割を担っております。</p>
AIコールセンター	 <p>自然言語処理の技術を搭載した次世代型ボイスbotであります。当社における音声認識、音声合成及びLLMを活用したプロダクトであり、人工知能（AI）技術を活用して、クライアントからの問い合わせに自動で応答するシステムのことです。従来のコールセンターが人間のオペレーターによる対応が中心であったのに対し、「AIコールセンター」では、AIがクライアントの質問を理解し、適切な回答を提供します。これにより、24時間365日の対応が可能になるだけでなく、人件費の削減やオペレーターの負担軽減にもつながります。</p> <p>「P. A. I.」（パーソナル人工知能）実現に向けては、クライアントの声を蓄積することによる個人の癖等に関する判別精度の向上の役割を担っております。</p>
altBRAIN	 <p>「altBRAIN」は、当社が開発した大規模言語モデル「LHTM-2」を活用し、織田信長や著名人のキャラクター、ゲーム攻略BRAINや問診BRAINなど、多岐にわたるBRAINの作成をノーコードで容易に行える革新的な生成AIプラットフォームであります。企業や個人が自身のAIクローンを生成し、FAQ対応や日々の進捗確認など、様々な業務を支援することで、効率化と生産性の向上に大きく貢献します。</p> <p>「P. A. I.」（パーソナル人工知能）実現に向けては、簡易的な「P. A. I.」（パーソナル人工知能）として、パーソナライズされたAI botの利用ニーズを拾い上げるための役割を担っております。</p>

プロダクト名	説明
CloneDev	<p>大規模言語モデル「LHTM-2」の技術を搭載したユーザーの人格をデジタルで再現しております。当社における音声認識、映像合成、音声合成及びLLMを活用したプロダクトであります。「CloneDev」は、個人や著名人のクローンを簡単に構築できるプラットフォームであり、ユーザーは自身の声やデータを学習させることで、自分自身のデジタルクローンを作成することが可能になります。このクローンは、プレゼンテーションや発表など、様々なシーンで活用することができます。</p> <p>「P. A. I.」（パーソナル人工知能）実現に向けては、デジタルクローンのユーザーの確認及び連携するログデータにおける精度の検証の役割を担っております。</p>
Clone M&A (Clone matching)	<p>当社のLLMを活用し、「CloneM&A」では、AIエージェントとの対話やこれまでの商談データ、事業資料などを元に、売手企業のクローンを生成します。そして、公開情報や商談データなどから生成した、大量の買手企業のクローンと仮想面談を行うことで、売手企業にとって最適な買手企業をマッチングスコア順に提示するAIプロダクトであります。</p> <p>「P. A. I.」（パーソナル人工知能）実現に向けては、マッチング領域における心理的要因等の非財務データの収集、アルゴリズム最適化の役割を担っております。</p>
EMETH GPU POOL	<p>個人のGPUリソースをホスティングするサービスであり、GPUリソースの時間貸しも可能です。一元化したプラットフォーム上で、借りる側と貸す側がさまざまな機能を活用可能になります。</p> <p>ユーザーは、登録後すぐに利用開始でき、インスタンス（※）を立ててVM（※）を時間単位で借りることができます。従来のWeb2サービスと同様に、利用しやすいプラットフォームを提供し、企業の利用に耐えうるクオリティを支援するAIプロダクトであります。</p> <p>「P. A. I.」（パーソナル人工知能）実現に向けては、大容量データへのアクセスを可能にするための環境整備の役割を担っております。</p>

(注) Communication Intelligence 「AI GIJIROKU」以外のプロダクトは、主にPoCにより提供されており、PoCにより提供されるプロダクトはAI Solutions事業にて収益計上しております。

(メインプロダクトであるCommunication Intelligence 「AI GIJIROKU」)

当社の開発する高精度音声認識技術と日本語最高精度を記録したLLMを組み合わせたソリューションにより、ビジネスシーンの「P. A. I.」（パーソナル人工知能）を提供しています。会議などの発言者の区別をしながらリアルタイムに文字起こし、自動的に議事録を作成し要約やToDoを纏めるだけではなく、それらコミュニケーションデータをセキュアに保存するデータクラウドソリューションとして価値提供します。

音声認識を利用した文字起こしによる議事録サービスや、AIボットサービス、またChatGPTなどの一般的な物事を熟知する生成AIは多く存在しておりますが、当社のCommunication Intelligence 「AI GIJIROKU」は音声認識×生成AI技術を組み合わせることで、クライアント社内の会議を含む全コミュニケーションデータを記憶したAIを働かせることが可能なソリューションとして他プロダクトとの差別化を図ることに成功しています。

具体的には、次のような特徴があります。

1. パーソナライズ機能

当社のCommunication Intelligence 「AI GIJIROKU」において最も優位性のある特徴が「パーソナライズ機能」になります。汎用的な音声認識とは異なり、一人ひとりの単語選択の癖、文脈構成の癖、イントネーションの癖などを学習していくことで一人ひとりに合った音声認識を学習していきます。また、SNSやカレンダーと予め連携しておくことで、その時における発話がどういった意味を持つかを推測しにいくことが可能になっています（例えば、カレンダーに当社との会議が入っている時間帯では、「おるつ」という音を「オルツ」という単語として認識する、など）。固有名詞認識は、一般的な単語よりも複雑で、様々な言語や表記のバリエーションが存在します。したがって、これらの固有名詞を正確に認識することは難しい場合があります。しかしながら、ユーザーはユーザー自身がかかわる固有名詞が正確に認識されることを期待しています。特に会議の議事録などの文書では、人名や会社名、地名などの固有名詞の正確な認識が重要です。認識の不正確さやミスは、信頼性や使いやすさに影響を与えます。固有名詞の誤認識は、文脈や情報の正確性に直接的な影響を与える可能性があります。例えば、誤って認識された人名や会社名は、議事録や報告書の内容を正確に把握するのを難しくします。その結果、ユーザーはシステムの信頼性を失う可能性があり、満足度が得にくくなります。これらの理由によりユーザー満足度を得にくい領域であった固有名詞認識について、これまで数多く存在

してきた議事録サービスがマーケットフィットに苦戦した中、当社のパーソナライズ機能は、例えばユーザーのメールやSNSなどのアプリと連携することにより関連する固有名詞を学習させることができるために、ファンクチューニングが可能になっています。

2. パーソナライゼーション技術を用いた高い音声認識精度

「P. A. I.」（パーソナル人工知能）の実現を目指し、様々な要素技術を蓄積してきました。これにより、高度な音声認識精度を実現し、個々人の発言を正確に理解することができます。さらに、パーソナライゼーション技術を駆使して、業界ごとに専門用語を認識しやすくすることができます。現在、業種別音声認識ソリューションを15業界分（2024年8月末時点）保有しております。前提として、日本語には同音異義語が多い事、また業界によって、日常使用する表記とは異なる表現方法や、漢字と平仮名の書き分けなどの異なる習慣があります。例えば「こうしよう」という単語は48の同音異義語がある（日本漢字能力検定調べ）ように、複数ある漢字の中でどの漢字が適しているかと判断するために、文脈や意味を理解する必要があります。その文脈や意味で使い分けるためには、業界に特化した音声認識が必要であります。当社の音声認識エンジンは各業界に特化した形でチューニングすることにより、汎用的な音声認識では認識することが難しい同音異義語や専門用語（カタカナなど）を高い精度で認識することができます。業界に応じた膨大な専門用語や言い回し等を学習させることにより、例えば建築業界向けの「建築GIJIROKU」上は「かわら」をそのまま平仮名で表記せず、さらに「河原」に誤変換することなく「瓦」に変換するといった、各業界に特化した形で追加のチューニングを加えることで、一層精度を高めることができます。

当社のパーソナライズ技術又は業界特化のチューニングを施したもの総称して「パーソナライズドモデル」と称しております。

当社が有する顧客基盤の一例として、当社が有する2パターンのエンジンを用いた、建築業界及び医療業界の業種別音声認識ソリューションにおける音声認識例が以下のとおりです。具体的には、当社における高精度音声認識エンジンである「パーソナライズドモデル」（注1）及び当社のパーソナライズ技術を駆使していない又は業界に特化していない汎用的なエンジンである「平均モデル」（注2）の2パターンであります。

なお当社では、「平均モデル」そのまでのサービス展開は行っておらず、「平均モデル」に当社の独自開発のLLMである「LHTM-2」を利用してSNSやメール、辞書データからの自動学習や声紋判断による話者特定といったパーソナライズ技術を施し最適化することで、高精度音声認識エンジンのCommunication Intelligence 「AI GIJIROKU」としてユーザーへ提供しております。利用する度に学習し、文字起こしの精度が向上するため、ユーザーは常に最新の技術を享受できます。

＜当社が開発した業界別音声認識ソリューション例＞

建築 GIJIROKU

建築業界における「パーソナライズドモデル」の認識精度の業界平均値が95.25%、「平均モデル」の業界平均値は87.08%であります。



図5 建築業界における認識精度の業界平均値

上記の「パーソナライズドモデル」及び「平均モデル」の業界平均値の水準に最も近似した事例が以下のとおりです。



図6 建築業界における読み上げ原文イメージ

医療 GIJIROKU

医療業界における「パーソナライズドモデル」の認識精度の業界平均値が97.80%、「平均モデル」の業界平均値は91.42%であります。



図7 医療業界における認識精度の業界平均値

上記の「パーソナライズドモデル」及び「平均モデル」の業界平均値の水準に最も近似した事例が以下のとおりです。

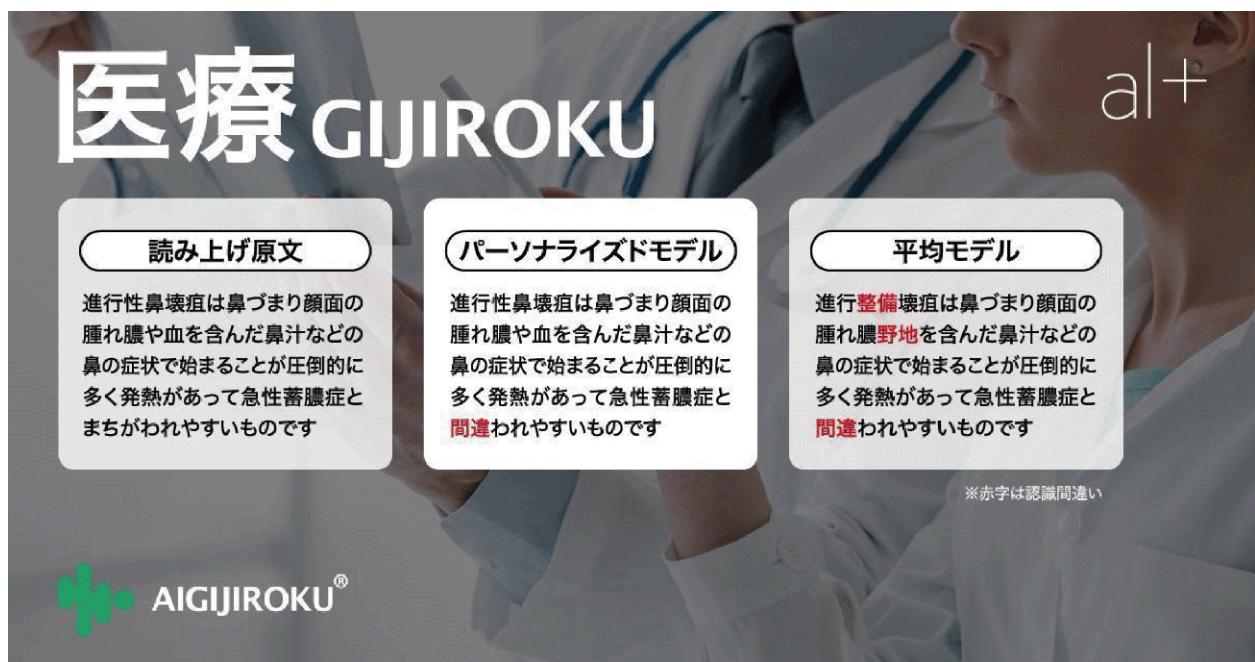


図8 医療業界における読み上げ原文イメージ

- (注) 1. 「パーソナライズドモデル」とは、業界特化エンジンを含む、高度な文脈理解のための最適化が施された当社の高精度音声認識エンジンのことであります。
2. 「平均モデル」とは、各業界に特化した同音異義語や専門用語（カタカナなど）を学習していない汎用的なエンジンのことであります。
3. 建築業界及び医療業界の業種別音声認識ソリューションにおける音声認識は、当社にて実験室内（通常オフィス環境）で音声を用い、「パーソナライズドモデル」と「平均モデル」のエンジンにて、1個のデータ当たり20回ずつのテスト実験を行ったものであります。
4. 建築業界における音声認識は、2024年7月時点における394個の実験データに基づくものであります。建築業界全体における394個の実験データの、「パーソナライズドモデル」の認識精度の平均値は95.25%、「平均モデル」の認識精度の平均値は87.08%であります。
5. 医療業界における音声認識は、2024年6月時点における124個の実験データに基づくものであります。医療

- 業界全体における124個の実験データの、「パーソナライズドモデル」の認識精度の平均値は97.80%、「平均モデル」の認識精度の平均値は91.42%であります。
6. 認識精度の算出方法は、CER（文字誤り率）を100%から引いた値で、原文と一致している文字数のパーセンテージで表示しております。
 7. 読み上げ原文からの認識間違いを赤字で表記しております。

当社は英語よりも同音異義語の多さを有する日本語において、高い音声認識精度を有しております。さらに、当社は2023年6月に人力による文字起こし事業を事業譲受しております、AI Solutions事業において、人力(Human-in-the-Loop)による文字起こしサービスを展開し、完璧な精度を有する議事録の提供が可能であります。

3. 多言語に対応

英語、中国語、スペイン語等、35ヶ国語（本書提出日現在）に対応したリアルタイム翻訳機能により、指定した言語で会話が記録されます。また、音声合成技術を活用して、AIに翻訳テキストを発話してもらうことが出来るサービスを提供しております、ユーザー間のコミュニケーションを取りやすくするメリットを有しております。

4. Zoom連携が可能

Zoomビデオコミュニケーションズが提供するクラウドコンピューティングを使用したWeb会議サービスである「Zoom」と連携することができます。会議やウェビナーでの会話をリアルタイムで画面にテキスト化して字幕として表示でき、通話終了後は議事録を自動保存します。

5. パーソナルエージェント機能

高精度な音声認識と、当社が保有する高い日本語精度を誇るLLMを組み合わせることで、社内外で交わされる商談や会議の全データをテキストデータとして書き起こし、保管し、そのデータを基に社内外のコミュニケーションをとることができます。例えば、当社プロダクトである「altBRAIN」との連携により営業が行った全商談の要約を役員に随時共有したり、ある商談についての次の提案内容をドラフトしたり、全開発会議を把握することである開発における意思決定過程の透明性を高くしたりすることができます。

＜課金体系＞

課金体系は次のとおりです。当社では、法人のチームプランを中心にサービスを展開しておりますが、足元では法人のビジネスプランの対象となるエンタープライズ向けのセールスチームを立ち上げ、ビジネスプランの獲得に注力しております。

対象	個人		法人		
	プラン	フリー	パーソナル	チーム	ビジネス
月額利用料	無料	1,500円/月	29,800円/月	200,000円/月	
年額利用料	無料	16,500円/年	327,800円/年	2,200,000円/年	
議事録収録時間	閲覧のみ	10時間/月	100時間/月	1,000時間/月	
最少アカウント数	1アカウント	1アカウント	10アカウント	100アカウント	
高精度・業種別 音声認識	閲覧のみ	100分/月	1,000分/月	10,000分/月	

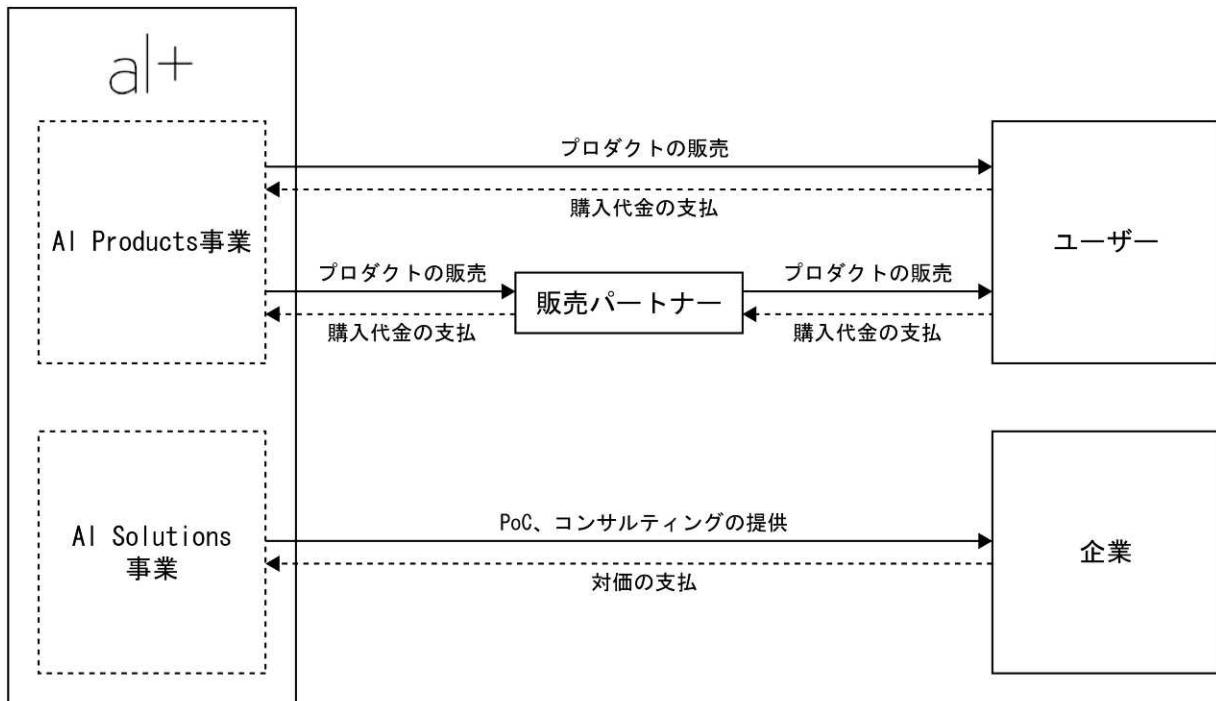
② AI Solutions事業

AIの活用を検討するクライアントに対して、コンサルティング、PoC、本番開発から協業販売までのプロジェクト遂行の支援をしております。当社の設立以降、継続して推進してきた事業であり、かつ当社が最も得意とする分野でもあります。「P.A.I.」(パーソナル人工知能)の開発を目指す上で蓄積させてきた要素技術及びそれらの統合ノウハウを活用することで、当社が「カンパニゼーション」(※)と呼ぶクライアントごとのデータ・特徴に合わせたプロダクト活用もしくはインフラの構築などのニーズを捕捉していきます。AI Solutions事業ではクライアントが直面する課題の生の声を聞くことが可能であり、それらの課題と当社の「P.A.I.」(パーソナル人工知能)要素技術が合わさることで、現在の労働集約的な状態を打開するようなプロダクトの創出に繋げることが可能です。各クライアントに存在する属人的なノウハウや作業過多な業務をAI技術で自動化もしくは効率化を行うことで、より創造的な時間を創出します。また、今後はAI Products事業で関係を持った企業群を本AI Solutions事業のリード顧客としてみなしていくことで、事業間の好循環を回し、更なる収益機会の拡大を図ります。

(3) 当社とAI領域で連携するグローバルパートナー

当社は、LLM等の当社が有する幅広いAI技術と、株式会社キーエンスのノウハウやデータに基づく合理的な企業運営の知見を合わせ、新たなソリューションを提供することを目指し、資本業務提携を行っております。さらに、NVIDIA Corporationが展開するスタートアップ支援プログラム「NVIDIA Inception Program」にてパートナー企業に認定されており、業務連携を通じ「EMETH」や「EMETH GPU POOL」を強化してまいります。またその他にも、デロイトトーマツグループのデロイトトーマツコンサルティング合同会社と生成AIの社会実装を目的、Stability AI Japan株式会社とは音声・画像・映像における生成AIのユースケース確立を目的、Databricks Inc.とはデータ構造化及びAI/DX化の加速を目的として業務連携を行っております。このように、グローバルに活躍するパートナーとの連携を多数実施しており、生成AI領域における確固たるポジショニングを築いているものと理解しております。

(事業系統図)



(注) 「販売パートナー」とは、販売店契約に基づき取引を行う「販売店」の当社における呼称であります。

※用語解説

本項「事業の内容」において使用する用語の定義については、次のとおりであります。

用語	定義
対話エンジン	人の話したことを理解し、ふさわしい回答をすることができるエンジンのことを指します。言語解析技術を利用して、自然な対話を実現することが可能となります。
要素技術	製品を構成する要素に関する技術のこと。製品の開発に必要な基本技術であり、製品の根幹をなす技術を指します。
機械学習	データを分析する方法の1つで、データから機械（コンピューター）が自動で学習し、データの背景にあるルールやパターンを発見する方法のことを指します。
個性モデル	当社独自の用語であり、デジタルクローン生成に活用する個の価値観をモデル化したもの指します。デジタルクローンがユーザーと同じ価値観を持つことで、それを基準とした決断を代行することが可能となります。
Communication Intelligence	コミュニケーションデータを作成し（書き起こし）、蓄積し、それらデータを基に能動的な業務を遂行することできるAI（人工知能）を指した表現として使用しています。
LLM	Large language Models（大規模言語モデル）の略称であり、大量のデータとディープラーニング（深層学習）技術によって構築された言語モデルのことを指します。
分散コンピューティング	複数のコンピュータをネットワークを通じて連携させて計算処理を行う方法のことを指します。
分散ストレージ	データやプログラムを記憶する装置（ストレージ）を1台に集約せず、ネットワーク上にストレージを複数用意して分散して格納することを指します。
ショット学習	ショット学習は少ないデータでモデルを学習させる技術です。ショット学習の参考事例は次のとおりです。 ゼロショットプロンプティング（Zero-shot prompting）：大量の学習データを使用したLLMは、ある程度の質問に対して回答できます。ゼロショットプロンプティングは、他のプロンプト技術と比較する際のベースとして使われることが多い手法です。 Few-shotプロンプティング（Few-shot prompting）：In-context learningを可能にするプロンプト技術です。いくつかの例を示すことで類似の質問に対する回答の精度を向上させます。特に、例が一つのものをOne-shot promptingと呼びます。 Generated Knowledgeプロンプティング：LLMに関連知識を生成させ、プロンプトに追加することで、いくつかのデータセットで最も高い性能を持つモデルSOTA（State of the Art）（※）を達成した手法です。 Chain of Thoughts（CoT）：思考の過程をプロンプトに入力することで、LLMに非線形（入力と出力の関係が直線的ではないこと）な思考をさせる手法です。複雑な推論を可能にします。 (※) SOTA（State-of-the-Art）とは、製品や科学などの、ある特定の専門技術領域において現時点での最先端レベル（=最高／最良）の性能（=機械学習では正解率などのスコア／精度）を達成していることを表します。
Peer-to-peer（ピア・ツー・ピア）	ネットワーク上で機器間が接続・通信する方式の一つで、機能に違いのない端末同士が対等な関係で直接接続し、互いの持つデータや機能を利用しあう方式のことを指します。
異種混合環境	多種多様タイプ及びパターンのデータが混在する環境のことを指します。
分散秘匿計算	データの内容を確認することなく秘匿したまま計算処理できる技術のことであり、さらにデータを複数のサーバーへ分散して上で計算することにより、高い水準でセキュリティを保つことができる技術であります。
インスタンス	あらかじめ定義されたコンピュータプログラムやデータ構造などを、メインメモリ上に展開して処理・実行できる状態にしたものであります。
VM	仮想マシンであります。独立したシステムとして機能するコンピューティング環境のことを指します。
カンパニゼーション	当社独自の用語であり、企業ごとに合わせた学習をすることで、企業の持つマニュアルやレッスンラーンデータ、カルチャーに沿ったアウトプットを備えることを指します。例えば、コールセンターをAIで対応させる場合、AIを「カンパニゼーション」することでAIが「その企業らしさ（過去のノウハウや、企業の持つ特徴的なカルチャー（声や抑揚などの企業風土）を踏まえた対応など）」を兼ね備えた対応ができるようになります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20 [11]	38.9	2.7	10,939

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（契約社員及びアルバイト・パート社員を含む、派遣社員は含まない）は、年間の平均雇用人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 最近日までの1年間において従業員数が増加しておりますが、これは主に業務拡大に伴う採用の増加と、株式会社IPパートナーズよりコエラボ事業及び安起こし事業の買収に伴い増加したことなどによるものであります。
4. 当社は人工知能（AI）事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

<当社の経営哲学>

当社は、「P. A. I.」（パーソナル人工知能）の開発と普及を通じて、現在・未来における人々の可能性と価値を最大化することを目指します。

「P. A. I.」（パーソナル人工知能）は、人々が自己の知識・価値を探求し、理想の人生を全うするための時間を確保するための技術です。その根底には人々の自由と尊厳の確保があります。現代社会では、多くの人々が労働に多くの時間とエネルギーを費やしていると考えています。

当社は独自の技術を用いて、人々の行動や言動が記録された多様なログデータを安全に保管し、学習させることで、デジタルクローンとして個々の意識を再現し、デジタル社会における労働として利用することを目指しております。これにより、既存の労働という概念は変わり、非創造的で非生産的だった労働は「P. A. I.」（パーソナル人工知能）に任せ、個人はより価値ある活動に集中できると考えております。

現代は様々な企業・国家などが、人々の知識や思考を凌駕するAIの開発に取り組んでいます。そのようなAIが身近となった社会においては、人々は思考すること、発想すること自体を投げ出すことがあるかもしれません。しかし、古代ギリシャの哲学者ソクラテスが尊重した「γνῶθι σέαυτόν (汝自身を知れ)」（古代ギリシャ語を日本語訳）という古代ギリシャの格言に象徴されるように、知を愛し探求することは人間の基本的な権利だと考えております。

「P. A. I.」（パーソナル人工知能）はその名のとおり、個々人の意識を再現することを目指したAIであり、あくまで非生産的な労働をAIに代替することを目的としております。そのため、当社はAIと人々が互いに共存し、人々の知の追求を尊重した世界の実現を目指してまいります。

これらの経営哲学を基に、当社は、「ラボーロからオペラへ」と「私たちの存在を永遠にする」の2つをミッションに掲げ、全ての人が自分のAIである「P. A. I.」（パーソナル人工知能）を持つことによって、労働（Lavoro）から解放され、アーティスティックな営み（Opera）に没頭することができる世界の実現を目指して研究開発及びサービスの提供を行っていくことを、経営の基本方針としております。

また、これらの方針を基に、当社は次の変革の実現を目指してまいります。

<社会的変革>

・知の追求と自己実現

当社は、古代ギリシャの哲学者ソクラテスが尊重した「γνῶθι σέαυτόν (汝自身を知れ)」（古代ギリシャ語を日本語訳）という古代ギリシャの格言に象徴されるように、人々が知を愛し探求することを推奨します。人々による知の追求、自己実現の追求を可能とする環境及び社会の実現に向けて、取り組んでまいります。

・テクノロジーによる業務効率化及び生産性の向上

当社は、人々の時間と労力の浪費を防ぎ、人々が自己の知識や価値を高めることに集中できる環境及び社会の実現に向けて、「P. A. I.」（パーソナル人工知能）の研究開発を進め、研究の中の一部をプロダクト化しマネタイズしてまいりました。こうした取組みが、企業内の業務効率化の推進、生産性の向上に寄与しております。今後もクライアントに対して有効なシステムないしプロダクトの構築を続けてまいります。

- ・社会的課題への取り組み

当社は、多くの人々が労働に多くの時間とエネルギーを費やしている現代社会における課題を解決し、変革することを目的として、事業を推進してまいりました。「P.A.I.」（パーソナル人工知能）の研究開発の推進、研究開発を活用したプロダクトの提供により、今後も社会的課題の解決を実現するソリューションを提供することを目指します。

＜個人への変革＞

- ・知の追求と自己実現

当社は、人々の時間と労力の浪費を防ぎ、人々が自己の知識や価値を高めることに集中できる環境および社会の実現に向けて、「P.A.I.」（パーソナル人工知能）の研究開発を進め、研究の中の一部をプロダクト化しマネタイズしてまいりました。人々の個々の自己実現を追求できる環境を整えるべく、研究開発の推進およびソリューションの提供に務めてまいります。

(2) 経営環境

日本は少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進んでおり、生産年齢人口は2020年の約7,500万人から、2062年には5,000万人を割り、2070年には約4,500万人まで減少すると予想されております（出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5推計）」）。こうしたなか、労働生産性向上が国内全体で大きな課題となつております、これを解決する手段の1つとしてAI技術が近年注目を浴びています。

一般社団法人電子情報技術産業協会「注目分野に関する動向調査2023」によれば、独自に開発したLLMを活用しプロダクトをマネタイズする当社の事業が属する生成AIにおける国内市場は成長を続けており、生成AIの利活用により、2023年には1,188億円、2025年には6,879億円、2030年には1兆7,774億円にまで成長するとされております。データからパターンと傾向を学習し画像生成、音声生成、動画生成、テキスト生成の形でアウトプットを行う生成AIは、幅広い業種での業務での活用が期待され、2030年の市場は2023年対比で15倍の成長を遂げる見通しです。

さらに、当社は上述の「P.A.I.」（パーソナル人工知能）のTAM（Total Addressable Market、獲得しうる最大の市場規模）について、次の要素を掛け合わせることで約12兆円（3,600万人×240時間×1,400円）と試算しております。

- ・日本のホワイトカラー労働者：約3,600万人（注1）
- ・1年内、非生産的な業務にかける時間：240時間（1日1時間を当該労働時間と仮定し、240営業日を乗算）
- ・イメージされるサービス単価（正社員の平均時給の7割）：1,400円（注2）

(注) 1. 総務省統計局「令和4年 労働力調査年報」より、2022年における「管理的職業従事者」、「専門的・技術的職業従事者」、「事務従事者」及び「販売従事者」の就業者数の合計が3,628万人であります。

2. 厚生労働省令和2年度版「厚生労働白書」より、正規雇用者（正社員）の平均時給1,976円（2019年）に、サービスとして広く浸透させるために企業にコスト削減メリットをもたらすことを前提とした場合、イメージされるサービス単価として0.7を乗じて算出しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

① AI Products事業 Communication Intelligence「AI GIJIROKU」の展開

- ・ビジネスシーンにおけるAIアシスタント及びVoice-to-Text市場におけるシェアの獲得

英語・スペイン語の同時翻訳サービスで話題を集めるVerbit社（2021年11月時点の企業価値が2,000億円以上）や医療業界における文字起こしサービスを得意とするNuance社（2022年3月にMicrosoft社が197億ドル（円換算レートは、2022年3月の月中平均1ドル=118.43円を使用し2.3兆円）で買収完了）など、文字起こしサービスの市場の大きさはグローバルに認知されています。当社では文字起こしサービスを総称し「Voice-to-Text」の市場と呼び、今後、このVoice-to-Textサービスのニーズは更に拡大していくと考えられ、グローバルに広がっていくと想定しています。先述した2社などは汎用的な音声認識技術でも認知しやすい英語を軸としたプロダクトを強みにしているのに対し、当社は、英語などの言語に比べて同音異義語が多いことで音声認識が相対的に難解なアジア圏の言語でのVoice-to-Textサービスを強みにしています。当社はこの強みを活かしたさらなる事業成長を企図し、2023年6月に人力による文字起こし事業を買収し、当社が人力による完璧な精度の文字起こしサービスを提供可能になるだけでなく、AIによる自動文字起こし精度を100%により近

づける学習サイクルループを自社内で保有し、回すことが可能となっております。これらの強みを活かし、当社は、日本でのVoice-to-Textの市場シェアを獲得し、さらにはアジアに展開していきます。また、これらテキストデータ、社内のコミュニケーションデータを全て保管するクラウドデータレイクソリューションとしての価値を確立し、それらデータを基に業務を代替するAIを構築し提供していきます。

・その他プロダクトの展開

また、今後展開するその他のプロダクト（「AIスケジューラー」や「AIコールセンター」など、当社の要素技術を活用した多様なサービスを想定）も広げていくことで更なる収益拡大を目指します。単なるSaaSプロダクトではなく、個人、グループ、企業ごとにパーソナライズされたサービスを展開することで、優位性の高いユーザー満足度を獲得していくプロダクトを展開していきます。

② alt IDによるプラットフォームの展開～当社のビジョンであるデジタルクローン完成に向けた施策

・alt IDの概要

「alt ID（オルツID）」は、当社の提供する各種サービスをひとつのIDで使用できる統合管理システムであります。

Communication Intelligence 「AI GIJIROKU」 や当社が今後展開するプロダクトでは、各種サービスのユーザーは、今後、当社の他のサービスへのアクセスが自動化（シングルサインオン）（注）されます。これにより、当社のサービス群は「alt ID」により統合連携されている状態となり、当社が運営するこれらの統合管理システムは人工知能サービスのプラットフォームとして機能することとなります。

(注) シングルサインオン（SSO）：IDとパスワードを一度入力するだけで複数のサービスにログインして利用できる仕組みです。一度認証を受ければ、別のサービスを利用する場合にも追加の認証は不要となります。SSOがない環境では、SNSなどのWebサービス、ECサイトなどのWebアプリケーション、グループウェアなどのクラウドサービスを利用する際には、個別にIDとパスワードを入力し複数回の認証を受ける必要があります。しかし、SSOなら個別に認証を受ける必要はなく、1つのIDとパスワードでいわば「まとめてログイン」することができます。

・個性学習したalt IDの深化

当社の各サービスは、ユーザーの行動を学習素材としてユーザー固有の思考や価値観をサービスに反映し、ユーザーの利便性を向上させるように設計されています。

「alt ID」で連携されたサービス群は、各サービスで学習されたモデルを相互に反映し合うことで、プラットフォームに含まれるすべてのサービスが個（各ユーザー）に最適化されていきます。

各サービスから個の個性や特徴を学習していくそれぞれのユーザーに紐づけられた「alt ID」の思考は、学習元の個に近づいていきます。当社が目指す「デジタルへの思考の同期」はかくして実現へと向かっていくと考えています。当社は、この実現が可能だが限りなく時間を要するものであると認識しながらも、目指すことに足を止めることはありません。「alt ID」に紐づいた個の価値観（個性モデル）はユーザーのデジタルクローン生成に活用でき、ここで生成されたデジタルクローンは最終的にユーザーと同じような価値観をもち、それを基準とした決断を代行することによって、個のDXが達成され、様々なビジネスシーンの変革をもたらすと共に膨大なビジネスポテンシャルを孕んでいくと確信しています。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

AI Products事業は、サブスクリプションモデルでの提供を行い、収益が継続的に上がる所謂ストック型のビジネスモデルとなっています。そのため、月次売上高及び月次有料アカウント数を指標としております。

AI Solutions事業は、コンサルティング、PoC、本番開発等の、収益が上がるのが一度限りの所謂フロー型のビジネスモデルとなっています。そのため、当該事業においては売上高といった基礎的な数値を指標としております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後当社が成長を遂げていくために優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、以下のとおりであります。

① 競合優位性のあるAIプロダクトの開発・拡販による顧客基盤の拡大

当社は創業より一貫して「P. A. I.」（パーソナル人工知能）の要素技術に関する研究開発を進めつつ、AIの活用を検討するクライアントとのPoCや本番開発の支援を提供してきました。そして、2020年1月にはCommunication Intelligence「AI GIJIROKU」をtoB・toCの双方で提供開始し、収益化及び認知拡大を図ってまいりました。市場全体の状況としては、AI関連技術の発展が目覚ましく、Communication Intelligence「AI GIJIROKU」の基となる音声認識技術に関しても、それを利用した他社サービス・プロダクト等は、今後も多数のものが登場すると考えられます。

そういう環境のなか、当社は競合優位性のあるAIプロダクトの開発・拡販を一層推進し、顧客基盤を拡大することで、今後も成長を続けると考えられるAIビジネス市場の中でさらなる事業成長を実現してまいります。

② AI Solutions事業による収益の安定化

当社の事業が属するAIビジネスの市場は成長を続けていますが、PoCや技術導入・システム開発の需要は景況感や各企業のビジネス環境の変化等に影響を受ける可能性があり、またフロー型のビジネスであることから、特定時期において売上及び利益の変動が発生する場合があります。これに対し、当社はストック型のビジネスであるAI Products事業を拡大するとともに、サービス継続率の向上等に取り組むことによって、収益の安定化に努めています。

③ 組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築を行ってまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、当社としては、管理部門の整備を推進し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、経営の公正性・透明性を確保し、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

⑤ 財務基盤の強化

当社は、継続的にサービスを提供していくとともに、既存サービスの機能改善や新規サービスの開発に取り組むために、手許資金の流動性の確保が重要であると認識しております。このため、金融機関との良好な取引関係の構築や一定の内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

⑥ 業績の黒字化について

当社は、昨今のAI市場の成長に伴いマーケットシェアの獲得を優先するとともに、足許の生成AIにおける競争優位性を確保すべく、積極的に広告宣伝費及び研究開発費への投資を行っており、当事業年度までの業績は当期純損失となっております。今後も一定期間赤字が継続するものと考えておりますが、当社としても黒字化を図っていくことの重要性は認識しております。具体的にはCommunication Intelligence「AI GIJIROKU」における単価の向上及びマーケティングの効率化等により、今後黒字化を図っていく予定であります。

⑦ 海外展開について

当社のCommunication Intelligence「AI GIJIROKU」の販売について、今後、アジア諸国への海外展開を検討しております。

このような状況において、現地政治情勢の変化等により事業運営に支障をきたす事態が生じた場合、自然災害や伝染病等が発生した場合、当社の事業展開に係る法規制等の成立・改正が行われた場合、当社事業の海外展開に一定の影響が及ぶ可能性があります。そのため、迅速な情報収集と適切な対応を検討する体制の構築に努めています。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社は、「ラボーロからオペラへ」と「私たちの存在を永遠にする」の2つをミッションに掲げ、全ての人が自分のAIである「P.A.I.」（パーソナル人工知能）を持つことによって、労働（Lavoro）から解放され、アーティスティックな営み（Opera）に没頭することができる世界の実現を目指して研究開発及びサービスの提供を行っていくことを、経営の基本方針としております。

当社は、「P.A.I.」（パーソナル人工知能）の普及により非生産的労働から人類を解放することを目指しており、ホワイトカラーを含めた労働者の非生産的労働を代替することで、労働生産性を飛躍的に向上させ、社会及び経済が、長期的に健全な成長を遂げることに寄与してまいります。

(2) サステナビリティへの取組

① ガバナンス

当社は、取締役会の活動を通し、サステナビリティ経営を実現するための当社戦略の実施及びサステナビリティ関連のリスク・機会の監視・管理を行ってまいります。当社では、サステナビリティ関連のリスクを監視・管理するにあたり、役員6名の内社外役員が3名と半数を占め、外部から適切に牽制が効くようにするとともに、多様な観点からリスクを識別する体制を構築しております。

② リスク管理

当社では、リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を制定しております。代表取締役社長米倉千貴を委員長とし、全ての取締役及び監査役を委員とするリスク管理委員会を取締役会の直属機関として設置し、原則として四半期に1回会合を開催しております。当社のリスク管理に関する重要事項の調査・企画・立案を審議して取締役会に報告する他、当社役職員に対する教育・研修等、リスク管理に関する取り組みの推進を行っております。同委員会の活動を通して、サステナビリティに関するリスク・機会を含め、リスクの把握、対応策の検討、対応策の実行及びそのモニタリングに努めております。

③ 戦略

a. 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針

人材の多様性については、当社が持続的な成長を遂げるためには多様性の観点で人材を活用すべきであると考えております。しかし、適材適所の人材を中途採用での獲得を中心に行っている当社の現状では、多様性に関する数値目標を設定するのではなく、多様な人材が当社にエントリーしやすく、かつ活躍できるような環境を整えることが重要であると認識しております。

人材の育成については、当社の価値創造の源泉は、人的資本であると考えております。よって、人的資本を重視して投資を行うことで、持続的な成長と企業価値向上の実現に繋げてまいります。特に当社では、技術系以外の人員を含め、一般社団法人日本ディープラーニング協会が実施するG検定（ディープラーニングの基礎知識と事業活用能力を検定する資格試験）及びE資格（ディープラーニングの理論の理解と開発実装能力を認定する資格試験）の資格取得を奨励し、資格取得に係る資金補助及び資格取得時の報奨金の制度を設けております。

b. 社内環境整備に関する方針

働き方改革の観点から、役職員が柔軟な働き方ができるよう、日数等の制限のないリモートワーク制度を導入しております。

④ 指標及び目標

サステナビリティ関連のリスク・機会に関する当社の実績を長期的に評価、管理、監視することに関して、具体的な指標及び目標は設定しておりません。

人材育成及び社内環境整備に関して、具体的な指標及び目標は設定しておりません。

3 【事業等のリスク】

当社は、「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。同委員会にて、リスク管理に関する重要事項の調査・企画・立案について審議し、取締役会に報告するとともに、リスク管理に関する役職員への啓蒙等の全社的な取り組みを推進しております。また、実際にリスクが顕在化するなどして、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に緊急事態対応体制を取り、迅速かつ的確な対応を実施することとしております。

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の事業、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① AIビジネス市場について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社が属するAIビジネス市場は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しましたように、今後も拡大を続けていくと考えております。また、当社の事業展開も当該市場の拡大をその基本的条件としております。しかしながら、同市場の成長は、AI技術の開発、利用、普及等を制限するような法規制、政策、景気動向、技術革新、関連する市場の動向等の様々な要因により影響を受けます。当社は、こうした同市場の動向が経営戦略の根幹をなすものと位置付け、日々その動向を注視しながら、適宜当社の経営戦略に織り込んでまいります。

しかしながら、同市場の成長ペースが大きく鈍化した場合や当社の想定どおりの規模に成長しない場合には、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、AI技術の開発、利用、普及等に係る法規制が強化された場合や当該規制に基づき罰則等を受けた場合、当社の事業展開が制約を受ける他、当社サービスのレピュテーションの低下や解約等に繋がることで、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

② 競合他社の参入について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社が事業を展開するAI関連事業分野においては、本書提出日現在で競合他社が全世界に存在しているほか、新規参入事業者も多く見受けられ、今後も他業種大手企業から高度に専門化した新興企業に至るまで、様々な事業者が新規に参入する可能性があります。これらの競合他社や新規参入事業者は、その資金力、技術開発力、価格競争力、顧客基盤、営業力、ブランド、知名度などにおいて、当社よりも優れている場合があり、その優位性を活用してサービスの開発に取り組んだ場合、当社が競争で劣勢に立たされ、当社の期待どおりにサービスを提供できない、又は顧客を獲得・維持できないことも考えられます。また、AIビジネスの市場はいまだ未成熟であるため、かかる新規参入や競合他社の動向等により、市場シェアの構成が急激に変化する可能性があります。

当社としましては、これまで培ってきたAI技術に関する専門性やビジネス活用の知見等を活かして、世の中のニーズに合致したAIサービスの開発を継続していく所存ですが、競争環境の更なる激化等、競合の状況によっては、価格低下圧力による利益率の悪化、対策のための追加コストの負担等により、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

③ 技術革新について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

AI関連技術は、全世界で研究開発が進んでおり、技術革新の速度が極めて速いという特徴があります。当社はそうした技術革新に対応すべく、国内外の大学等の機関との共同研究を含む研究開発に努めており、引き続きAIを活用したビジネスにより収益の拡大を図っていく所存ですが、今後において技術革新のスピードやこれに伴う新たなビジネスモデルの出現を含む市場環境の変化に当社が適時適切に対応できない場合、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

④ 研究開発の不確実性について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

AIの開発には相当程度の時間と投資を要しますが、画期的なイノベーションの出現による市場環境の変化等や規制当局からの要望・指導、関連する法的規制の変更等によって計画に不確実性が生じます。当社としては、上記動向を日々注視しながら、適宜当社の経営戦略に織り込んでいくとともに、当該動向に柔軟に対応できる体制構築に努めてまいりますが、当社サービスの開発方針の変更、開発の延期もしくは中止などを招いた場合には、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業展開または事業体制に関するリスク

① 個人情報管理について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、「P.A.I.」（パーソナル人工知能）の研究開発に利用する個人のWeb・SNSの行動履歴や、Communication Intelligence「AI GIJIROKU」の販売に関して取得するクレジットカード等の決済情報といった個人情報を扱っております。当社では、個人情報の保護に関する法令及び当社の「個人情報保護規程」に従い、経営管理部主導のもとに個人情報の管理を行うとともに、情報セキュリティについて適切な保護体制を構築するため、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得しております。

しかしながら、個人情報の漏洩や不正利用等の事態が生じた場合、取引先からの契約の解除や損害賠償の請求、当社や当社のサービスに対する信頼性の低下等により、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

② 情報管理について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社が提供するサービス上、ユーザー側で保有している機密情報や個人情報に触れる場合があります。情報の取扱いについては規程及びルールの整備と的確な運用を義務づけるとともに、情報セキュリティについて適切な保護体制を構築するため、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得しております。

このような対策にも関わらず、不正アクセスやハッキング等の第三者からのサイバー攻撃によるシステム障害、人的オペレーションのミスによる情報漏洩等、その他予期せぬ要因等が生じた場合、取引先からの契約の解除や損害賠償の請求、当社や当社のサービスに対する信頼性の低下等により、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、競合他社による第三者からのサイバー攻撃によるシステム障害や情報漏洩等が発生した場合、AIビジネス市場へのレピュテーションの低下による影響として、当社サービスの解約等に繋がることで、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

③ 法的規制について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、事業を展開する上で、個人情報の保護に関する法律、電気通信事業法、下請代金支払遅延等防止法等の規制を受けます。当社はこれら法令を遵守するため、経営管理部が中心となり、各部署と連携して法令に抵触しない実務運用を整備する他、関連法令等の改廃動向についても常に情報収集を行うとともに、適宜顧問弁護士と連携する体制を整備しております。また、代表取締役社長を委員長とし、四半期に1回開催されるコンプライアンス推進委員会においても、これら法令遵守に関するリスクの管理・把握を行っております。

しかしながら、今後において法改正等があった場合に当社が対応できない可能性または法令違反に該当するような事態が生じた場合、当社の事業展開が制約を受ける他、当社サービスのレピュテーションの低下や解約等に繋がることで、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

④ 知的財産権について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は「知的財産管理規程」を定め、経営管理部主導のもと知的財産権の管理を行っております。当社の開発する技術及びサービスに関する知的財産権の保護のためその獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権の侵害を防ぐために、当社が知的財産権を登録・申請する際には弁理士等の専門家を活用した事前調査を行っております。

当社は、本書提出日現在において、他社の知的財産権を侵害している事実は認識しておりませんが、当社の認識していない知的財産権が既に成立していることにより当社の事業運営が制約を受ける場合や第三者の知的財産権侵害が発覚した場合などにおいては、信用失墜や損害賠償請求等が発生し、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑤ 重要な訴訟等について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、本書提出日現在において、当社の経営成績等に重要な影響を与える訴訟等には関与しておりません。

しかしながら、当社の事業活動等が今後重要な訴訟等の対象となった場合、その結果によっては、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑥ システム障害について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社のCommunication Intelligence 「AI GIJIROKU」は、自社でサーバーを持たず、Amazon Web Services (アメリカ合衆国に本社を置くAmazon Web Services Inc. が提供するクラウドコンピューティングサービス。以下「AWS」と言う。) 及びGoogle Cloud Platform (アメリカ合衆国に本社を置くGoogle LLCが提供するクラウドコンピューティングサービス。以下「GCP」と言う。) を利用しております。なお、AWSは主に音声認識に、GCPはWebページのホスティング、アカウント管理、データベースに利用しております。

これらのクラウドコンピューティングサービスを利用することで、24時間365日安定したサービスを提供しておりますが、災害や事故等の発生により通信ネットワークが切断された場合、急激なアクセス数の増大によりサービス提供のためのサーバーが一時的に作動不能になった場合あるいはサーバーハードウェアに不具合が発生した場合には、安定したサービス提供ができなくなる可能性があります。この場合、ユーザーに直接的な障害が及び、当社サービスのレピュテーションの低下や解約等に繋がることで、当社の事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社ではAWS及びGCPそれぞれについて事業継続計画 (Business Continuity Plan、BCP) を策定し、障害発生時の体制やサービス復旧手順等を定めております。

⑦ のれんの減損に係るリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、事業譲受に伴い発生したのれんを保有しています。当該資産については、減損会計を適用し、減損の兆候がある場合には当該資産から得られる将来キャッシュ・フローによって資産の帳簿価額を回収できるかを検証しており、減損処理が必要な資産については適切に処理を行っております。

しかしながら、将来の環境変化により将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

⑧ 有利子負債比率及び資金調達に係るリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、事業活動の維持拡大に必要な資金の確保及び資金需要に対する機動的な対応のために、資本コスト等を勘案しながら内部資金及び外部資金を有効に活用しています。外部資金としては主に金融機関借入等を実施しており、第11期中間会計期間末における有利子負債残高は1,698,941千円であり、総資産に占める有利子負債比率は45.7%となっています。

また、市場金利が急速に上昇した場合には、支払利息が急激に増加する可能性があるほか、資金調達コストが上昇し、必要な資金を適時に借り入れることができなくなる可能性があります。このような場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑨ 継続企業の前提について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は継続的な成長のために、新規サービスの開発等に必要な研究開発活動や優秀な人材等への投資を継続する必要があると考えており、これまで積極的にこれらに係るコストに投資を行ってきました。その結果として、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、当事業年度においても営業損失1,485,892千円及びマイナスの営業キャッシュ・フロー1,688,864千円を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況に対して、資金面では当事業年度末の現金及び預金2,217,193千円に加え、2024年3月29日付で金融機関から合計1,000,000千円の長期借入金による資金調達を行ったことでキャッシュ・フローも確保できていると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。また、今後も費用対効果を勘案しながら上述のような投資活動を行う一方で、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しましたように、単価の向上及びマーケティングの効率化等により早期の黒字化を図ってまいります。

⑩ 特定のサービスへの依存について

発生可能性：大、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当事業年度において、当社の売上高に占めるCommunication Intelligence「AI GIJIROKU」の売上高の割合は93.0%と依存度が高くなっています。従って、当該サービスについて、景気低迷等による顧客ニーズの低下や有力な競合の出現による当社サービスの優位性の低下等により売上高が減少した場合あるいは新たな収益の柱となるサービスが想定どおりに成長しない場合には、当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。

しかしながら、Communication Intelligence「AI GIJIROKU」はあくまで当社が開発してきた要素技術を製品として発現させた一形態に過ぎず、当社が有する各要素技術を用いて今後も様々な製品・サービスの提供が可能となると考えており、このようなリスクに対して、今後も同サービスの取引の安定的な拡大に努めると同時に、他サービスの取引の拡大を図ってまいります。

⑪ 海外展開について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社のCommunication Intelligence「AI GIJIROKU」の販売について、今後、アジア諸国への海外展開を検討しております。

このような状況において、現地政治情勢の変化等により事業運営に支障をきたす事態が生じた場合、自然災害や伝染病等が発生した場合、当社の事業展開に係る法規制等の成立・改正が行われた場合、当社事業の海外展開に一定の影響が及び、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクがすぐに顕在化する可能性は低いものの、リスクは常に存在すると認識しており、当社は、当該リスクに対する迅速な情報収集と適切な対応を検討する体制を構築し、リスクの軽減を図ってまいります。

⑫ 特定の販売パートナーへの依存について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社のCommunication Intelligence 「AI GIJIROKU」 の販売については、国内外ともに、販売パートナーの拡充が必要となります。

当事業年度における当社の売上高に占める販売先のうち、株式会社ジークスへの販売実績が1,957,076千円(47.6%)、前事業年度は1,026,474千円(38.5%)となっており、第11期中間会計期間は、1,342,712千円(47.2%)となっております。株式会社ジークスによる顧客獲得は当社の売上に大きく寄与しており、「5 経営上の重要な契約等」に記載しました同社とのCommunication Intelligence 「AI GIJIROKU」 ライセンス販売に関する販売パートナー契約は、当社の主要な事業活動の前提となる事項と捉えております。本契約の契約期間は「2021年6月16日から2022年6月30日まで(6ヶ月ごと更新)」となっており、また契約上、天災地変その他当社及び株式会社ジークスの責に帰することができない事由により、本契約の目的を達することが不可能となった場合は契約解除に至ることとなっているものの、本書提出日現在において、当社は株式会社ジークスと有効な関係を継続しており、契約解除等の取引が中止、縮小する可能性がある事象は発生しておりません。

当社としては販売先が固定化されないよう取引先の分散を図っておりますが、今後販売先の構成比の分散ができず、株式会社ジークスとの契約解除を含む上位販売先との取引が中止、縮小した場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

⑬ 特定の外注先への依存について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、株式会社フィーアコーポレーション及び株式会社APTOと開発委託に関する基本契約を締結し、開発業務を外注しております。当事業年度における総外注金額に占める割合はそれぞれ21.2%、20.4%と依存度が高くなっています(前事業年度はそれぞれ取引無し、10.8%)。従って、各社の事業方針の変更または事業動向によっては、当社の事業に影響を与える可能性があります。

上記会社はAI開発に強みを持つ重要なパートナーであり、当社は、各社との取引関係を今後も維持してまいります。一方で、上記会社に過度に依存しないよう、継続的に外注先を開拓し、外注先の分散に努めてまいります。

⑭ 継続的な投資について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、継続的な成長のため、認知度、信頼度を向上させることにより、より多くのリード(見込み顧客)を獲得することが必要であると考え、積極的に先行投資として広告宣伝費等にコストを投下してきており、創業以来赤字を継続しております。今後も、収益性の向上に努めながらも、継続して先行的に広告宣伝等を行っていく方針であり、一定期間においては赤字が継続することを想定しております。広告宣伝費の支出にあたっては、費用対効果(LTV/CAC)を検証し、最適化に努めておりますが、経営環境の急激な変化等何らかの理由により広告宣伝費の費用対効果が悪化し、先行投資が想定どおりの成果に繋がらなかった場合には、営業収益の減少や広告宣伝費の追加的な支出により、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 会社組織に関するリスク

① 特定人物への依存について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

代表取締役社長である米倉千貴は、当社の創業者であり、創業以来代表を務めております。同人は、当社の事業領域に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社は、取締役会等における役員及び幹部社員との情報共有や経営組織の強化を図り、同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同人が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

② 優秀な人材の確保・育成について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、今後の企業規模の拡大に伴い、当社のミッション及びビジョンに共感し高い意欲をもった優秀な人材を継続的に活用し、強固な組織を構築していくことが重要であると考えており、次のような取り組みを行っております。

- ・優秀な人材の確保のため、即戦力人材を中途採用にて採用し、リファラル（社員紹介）、人材紹介など複数のチャネルを組み合わせた採用アプローチを採っております。
- ・採用のミスマッチを防ぐため、明確な採用基準を策定して採用活動を行っております。特に全てのポジションに共通して、スキルや経験はもちろんのこと、当社の企業文化と価値観を十分理解し、候補者が当社の企業文化にフィットするであるかどうかを、代表取締役社長を始め、複数名で判断した上で採用合否をつけております。
- ・入社後の教育研修や福利厚生の充実等により、定着率向上を図っております。

しかしながら、当社の求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合、当社の事業に影響を与える可能性があります。

③ 小規模組織であることについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は小規模な組織であるため、役職員一人一人が担う業務の質及び貢献度は高く、現時点では社内の人員に加えて、外部の人材を効率的に活用し、業務を遂行しております。しかしながら、重要な役職員による職務遂行が困難となった場合や退職等による人材流出が進んだ場合、事業運営に支障をきたしたり、代替としての業務委託の費用が嵩んだりする可能性があります。当社は、今後の事業拡大に伴い必要な人員補強を図っていく方針でありますが、十分な人員の確保・教育が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業に影響を与える可能性があります。

④ 内部管理体制の構築について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、当社の継続的な成長のために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠であると認識しております。そのために、適正な人員の配置、教育の実施、業務及び財務報告の適正性の確保、社内規程及び法令の遵守徹底等を行ってまいりますが、事業の急拡大等によりコーポレート・ガバナンスが有効に機能しなかった場合、適切な業務運営を行うことができず、当社の事業に影響を与える可能性があります。

⑤ 社歴の浅さについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社は、2014年11月に設立された社歴の浅い会社であります。当社は今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示してまいりますが、当社の過年度の経営成績は期間経営成績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の実績のみでは今後の経営成績を判断する情報としては不十分である可能性があります。

(4) その他のリスクについて

① 大規模な自然災害・感染症等について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

大地震、台風等の自然災害や火災等の事故または新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行が想定を上回る規模で発生し、設備損壊、電力供給制限、その他当社事業継続上の支障が発生した場合には、当社の事業展開・サービス提供に影響し、当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は、緊急時においても事業・サービス提供が継続できるよう、システムの冗長化、Web会議システム等を活用したリモートワーク、緊急時の連絡・対応体制の整備等により対応してまいります。

② 税務上の繰越欠損金について

発生可能性：高、発生可能性のある時期：数年以内、影響度：小

当社は、当事業年度末時点において、税務上の繰越欠損金を有しております。当社の経営成績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

③ 新株予約権行使による株式価値の希薄化について

発生可能性：高、発生する可能性のある時期：1年以内、影響度：中

当社では、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプションとしての新株予約権及び金融機関等からの新株予約権付融資を利用するにあたっての新株予約権を発行しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は2,718,100株であり、発行済株式総数25,844,700株の10.52%に相当します。なお、新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

また、ストック・オプションについては今後においても活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

④ ベンチャーキャピタル等の当社株式保有割合について

発生可能性：高、発生する可能性のある時期：1年以内、影響度：中

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は25,844,700株であり、このうちベンチャーキャピタル（コードレートベンチャーキャピタルを含む）及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合（以下、「VC等」という。）が保有する株式数は17,128,700株と、発行済株式総数に対する割合は66.28%となっております。一般に、VC等が未上場会社の株式を取得する場合、上場後に保有株式を売却しキャピタルゲインを得ることがその目的のひとつであり、当社の株式上場後において、VC等が保有する当社株式の一部または全部を市場にて売却した場合には、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価の形成に影響を与える可能性があります。

当社としては、大株主である代表取締役社長米倉千貴、事業上の協業・提携を行う事業会社である株主など、安定株主の確保に努めてまいります。

⑤ 配当政策について

発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

株主への利益還元の重要性を認識しておりますが、当社は成長過程にあると考えていることから、競争力の確保と更なる成長の継続を経営上の最重要課題としております。また、内部留保の充実を図り、それを原資として中長期的な事業拡大のための投資に充当していくことが、将来的な株主への利益還元に繋がると考えております。以上の理由から、当社は創業以来配当を実施しておりません。

将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存であります。が、配当実施の可能性及びその時期等については現時点で未定であります。

⑥ 資金使途について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：数年以内、影響度：大

今回の新規株式公開において、当社が計画している公募増資による調達資金は、主に人員拡充における採用費用及び人件費、認知向上に向けた広告宣伝費、「P.A.I.」（パーソナル人工知能）実現に向けた研究開発費及び借入金の返済等に充当する予定であります。

しかしながら、急速に変化する外部環境その他の事由により、当初の予定以外の使途となる可能性があるほか、当初の予定に沿って資金を充当したとしても計画どおりの効果が達成できない可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、人工知能(AI)事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

第10期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

一般社団法人電子情報技術産業協会「注目分野に関する動向調査2023」によれば、独自に開発したLLMを活用しプロダクトをマネタイズする当社の事業が属する生成AIにおける国内市場は成長を続けており、生成AIの利活用により、2023年には1,188億円、2025年には6,879億円、2030年には1兆7,774億円にまで成長するとされております。データからパターンと傾向を学習し画像生成、音声生成、動画生成、テキスト生成の形でアウトプットを行う生成AIは、幅広い業種での業務での活用が期待され、2030年の市場は2023年対比で15倍の成長を遂げる見通しです。

販売パートナーの数の増加に取り組んだことにより、Communication Intelligence「AI GIJIROKU」の売上が拡大し、当事業年度におけるAI Products事業の売上高は3,825,527千円（前事業年度比152.9%）となり、Communication Intelligence「AI GIJIROKU」の2023年12月時点のMRR（Monthly Recurring Revenue）は約3.6億円となりました。

また、当社の継続してきた事業であるAI Solutions事業については、当事業年度における売上高は286,468千円（前事業年度比174.5%）となりました。引き続き「P. A. I.」（パーソナル人工知能）の実現に向けたPoC受注があることと並行して、Communication Intelligence「AI GIJIROKU」のユーザーである企業から更なるカスタマイズやAIを用いた開発受託などの依頼がくることでAI Products事業からAI Solutions事業へのニーズ獲得といった流れも出てきており、ユニークな事業モデルを構築できつつあります。

今後は、さらに製品の認知及びシェアの拡大を進めるとともに他製品の公開を進めます。また、デジタルクローン技術の社会実装に向けても事業を加速させていく所存であります。特に主要プロダクトであるCommunication Intelligence「AI GIJIROKU」を用いて、日本ひいてはアジア圏におけるVoice-to-Text市場のシェアを獲得していきたいと考えています。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,111,995千円（前事業年度比154.2%）、営業損失は1,485,892千円（前事業年度は672,188千円）、経常損失は1,497,762千円（前事業年度は670,352千円）、当期純損失は1,498,712千円（前事業年度は671,302千円）となりました。

第11期中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念、国際情勢に伴う資源価格の高騰、円安の進行など先行き不透明な状況が続きました。

当社は「デジタルクローンP. A. I.（=私たち自身の意思をデジタル化し、それをクラウド上に配置してあらゆるデジタル作業をそのクローンにさせることを目的としたAI）」の実現のため、AI研究開発を通じた成果によるサービスをクライアントに提供しておりますが、リモートワークの定着や人手不足を背景に、AIがビジネスで求められるシーンは引き続き拡大しております。

このような事業環境の中、当社は、AI Products事業のプロモーション活動を引き続き実施し、特に主要プロダクトであるCommunication Intelligence「AI GIJIROKU」により、toB向けの販売を前事業年度に継続して伸ばすことが出来ました。AI Solutions事業では、様々なクライアントからビジネスシーンでのAIの活用についてご商談をいただき、前事業年度より受注を伸ばすことが出来ました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高2,844,006千円、営業損失1,111,562千円、経常損失1,126,917千円、中間純損失は1,127,392千円となりました。

② 財政状態の状況

第10期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（資産）

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末と比較して124,591千円減少し、3,397,485千円となりました。

流動資産は、前事業年度末と比較して383,013千円減少し、3,136,995千円となりました。これは主に、現金及び預金が845,745千円減少したこと及び、売掛金が340,768千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比較して258,421千円増加し、260,489千円となりました。これは主に、のれんが258,351千円増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末と比較して689,988千円増加し、1,093,770千円となりました。

流動負債は、前事業年度末と比較して700,632千円増加し、1,049,651千円となりました。これは主に、短期借入金が449,700千円、未払金が203,289千円増加したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比較して10,644千円減少し、44,119千円となりました。これは、1年内返済予定の長期借入金に振り替えたことにより長期借入金が10,644千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末と比較して814,580千円減少し、2,303,714千円となりました。これは、第三者割当増資により684,132千円増加したことと、当期純損失により1,498,712千円減少したことによるものであります。

第11期中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（資産）

当中間会計期間末における資産合計は、前事業年度末と比較して323,639千円増加し、3,721,124千円となりました。

流動資産は、前事業年度末と比較して276,991千円増加し、3,413,986千円となりました。これは主に、現金及び預金が144,482千円増加し、売掛金が90,143千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比較して46,648千円増加し、307,138千円となりました。これは主に、のれんが44,747千円増加したことによるものであります。

（負債）

当中間会計期間末における負債合計は、前事業年度末と比較して1,451,031千円増加し、2,544,801千円となりました。

流動負債は、前事業年度末と比較して156,353千円増加し、1,206,004千円となりました。これは主に、短期借入金が100,200千円減少し、未払金が207,739千円増加したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比較して1,294,678千円増加し、1,338,797千円となりました。これは、長期借入金が1,294,678千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は、前事業年度末と比較して1,127,392千円減少し、1,176,322千円となりました。これは、利益剰余金が1,127,392千円減少したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は2,217,193千円（前事業年度比845,745千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は、1,688,864千円(前事業年度は781,019千円の支出)となりました。主な要因は、税引前当期純損失1,497,762千円及び売上債権の増加340,768千円並びに未払金の増加203,289千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、280,070千円(前事業年度は1,208千円の支出)となりました。主な要因は、事業譲受による支出280,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は、1,123,188千円(前事業年度は3,510,584千円の獲得)となりました。主な要因は、短期借入による収入600,000千円及び新株発行による収入684,132千円によるものであります。

第11期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は2,361,675千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動の結果使用した資金は、976,193千円となりました。主な要因は、税引前中間純損失1,126,917千円及び未払金の増加207,739千円並びに売上債権の増加90,143千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動の結果使用した資金は、73,802千円となりました。主な要因は、事業譲受による支出71,901千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動の結果獲得した資金は、1,194,478千円となりました。主な要因は、長期借入による収入1,300,000千円及び短期借入金の返済による支出100,200千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

販売実績は次のとおりであります。なお、当社は人工知能（AI）事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略し、サービスごとに記載しております。

サービスの名称	第10期事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第11期中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
	金額(千円)	前事業年度比(%)	金額(千円)
AI Products事業	3,825,527	152.9	2,502,337
AI Solutions事業	286,468	174.5	341,668
合計	4,111,995	154.2	2,844,006

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第9期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第10期事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		第11期中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ジークス	1,026,474	38.5	1,957,076	47.6	1,342,712	47.2
郵便ギフト株式会社	589,438	22.1	761,297	18.5	450,413	15.8
株式会社INFホールディングス	382,518	14.3	487,002	11.8	290,517	10.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたり、資産、負債、収益及び費用の報告額に不確実性がある場合、作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出するために見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

当社の財務諸表作成のための会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(固定資産の減損)

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産について、当該資産から得られる将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(税効果会計)

当社は、繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり、重要な税務上の欠損金が生じており、かつ、翌期における課税所得の発生が確実に見込まれる状況ではないことから回収可能性はないと判断し、繰延税金資産は計上しておりません。将来、課税所得が生じると見込まれる場合には、繰延税金資産を計上する可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績

第10期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(売上高)

AI Products事業において、Communication Intelligence 「AI GIJIROKU」を伸張させるため、チームプランの継続的な顧客獲得を前提として、販売パートナーを通じて企業向けのビジネスプランの顧客獲得及び単価向上に注力し、売上の拡大に努め、結果として3,825,527千円を計上するまでになりました。AI Solutions事業については286,468千円の売上を計上し、結果として合計 4,111,995千円の売上となりました。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は前事業年度比154.1%で、176,018千円（前事業年度は114,210千円）となりました。これはAI Products事業におけるCommunication Intelligence 「AI GIJIROKU」 売上の増加に伴うサーバー費用やプログラム改良での人件費の増加を要因とし、売上原価が増加しております。以上の結果、売上総利益は前事業年度比154.2%で、3,935,976千円（前事業年度は2,551,863千円）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は前事業年度比168.2%で、5,421,869千円（前事業年度は3,224,052千円）となりました。これは広告宣伝費や研究開発費の増加を主要因としております。以上の結果、営業損失は1,485,892千円（前事業年度は営業損失672,188千円）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は主に雑収入の計上により349千円、営業外費用は主に為替差損と支払利息の計上により12,220千円となりました。以上の結果、経常損失は1,497,762千円（前事業年度は経常損失670,352千円）となりました。

(当期純損失)

当期純損失は、影響を与える特別損益の計上はなく、法人税等の計上のみであります。

この結果、当期純損失は1,498,712千円（前事業年度は当期純損失671,302千円）となりました。

第11期中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

(売上高)

AI Products事業において、Communication Intelligence 「AI GIJIROKU」を伸張させるため、チームプランの継続的な顧客獲得を前提として、販売パートナーを通じて企業向けのビジネスプランの顧客獲得及び単価向上に注力し、売上の拡大に努め、結果として2,502,337千円を計上するまでになりました。AI Solutions事業については341,668千円の売上を計上し、結果として合計2,844,006千円の売上となりました。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、主にAI Products事業におけるCommunication Intelligence 「AI GIJIROKU」 売上の増加に伴うサーバー費用やプログラム改良での人件費の増加により、164,310千円となりました。以上の結果、売上総利益は、2,679,696千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は、主に広告宣伝費や研究開発費の増加により、3,791,258千円となりました。以上の結果、営業損失は1,111,562千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は主に商品処分益の計上により1,791千円、営業外費用は主に支払利息の計上により17,146千円となりました。以上の結果、経常損失は1,126,917千円となりました。

(中間純損失)

中間純損失は、影響を与える特別損益の計上ではなく、法人税等の計上のみであります。

この結果、中間純損失は1,127,392千円となりました。

c. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1)経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載しました各指標の推移は次のとおりであります。

(AI Products事業)

2020年1月に提供開始したCommunication Intelligence「AI GIJIROKU」に関する数値であります。

項目	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高	—	4,517千円	794,151千円	2,501,877千円	3,825,527千円
事業年度末の有料アカウント数	—	610	10,760	15,696	23,751

(注) 1. Communication Intelligence「AI GIJIROKU」は2020年1月提供開始であり、2019年12月期は記載を省略しております。

2. 2021年12月期以前の売上高については、監査法人シドーによる監査を受けておりません。

売上高については、有料アカウント数の継続的な増加に伴い、増加しております。

有料アカウント数については、販売パートナーの増加等の取り組みにより、継続的に増加しております。

(AI Solutions事業)

項目	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高	49,317千円	54,285千円	161,818千円	164,196千円	286,468千円

(注) 2021年12月期以前の売上高については、監査法人シドーによる監査を受けておりません。

売上高については、継続的なPoCの受注やCommunication Intelligence「AI GIJIROKU」のユーザーであるクライアントから有料アカウント数の追加や特定の業界に特化した高精度の業種別音声認識ソリューションの活用といった更なるカスタマイズや「altBRAIN」の導入に加えて、例えばチャットボットの開発を行うといったAIを用いた開発受託などの依頼があり、継続的に増加しております。

③ 資本の財源及び資金の流動性

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の事業活動における主な資金需要は、労務費及び人件費といった人材に関するもの及び経費等の販売費及び一般管理費等となっております。上記運転資金につきましては、内部資金、銀行からの借入及び売上債権の回収により調達を行うことを基本としており、資金の流動性は確保されております。なお今後につきましては、安定的な内部留保の蓄積等により財政状態の健全化を図るとともに、資本効率を高めてまいります。

④ 経営成績に重要な要因を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社ジークス	日本	AI GIJIROKU ライセンス販売店契約書	2021年6月16日	2021年6月16日から 2022年6月30日まで (6ヶ月ごと更新)	Communication Intelligence 「AI GIJIROKU」ライセンス販売に関する販売パートナー契約

(注) 契約期間は6ヶ月単位の更新となっておりますが、本書提出日時点において本契約は継続しており、現時点において契約解消は予定されておりません。

6 【研究開発活動】

第10期事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当事業年度の研究開発活動は、デジタルクローニング技術の完成に向けた最終段階の研究であります。具体的には（1）言語処理における個性モデルの抽出、（2）映像処理の高速化、（3）音声合成、これらが完成したため、その統合作業をおこないました。

当事業年度における研究開発費は593,487千円であります。

なお、当社は、人工知能（AI）事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第11期中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当中間会計期間における研究開発費は573,763千円であります。なお、当社は人工知能（AI）事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当中間会計期間において、当社の研究活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	機械及び装置	その他	合計	
本社 (東京都港区)	—	本社機能	—	—	—	—	16 [11]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員及びアルバイト・パート社員を含む、派遣社員は含まない)は、年間の平均雇用人員を〔 〕内に外数で記載しております。
3. 本社オフィスの建物を賃借しております。年間賃借料は5,808千円であります。
4. 第11期中間会計期間について、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2024年8月31日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	103,378,800
計	103,378,800

- (注) 1. 2024年7月30日開催の臨時株主総会の決議において定款を変更し、2024年7月11日開催の取締役会決議に基づく2024年7月31日付株式分割の効力発生をもって、発行可能株式総数は102,878,800株増加し、103,378,800株となっております。
2. 2024年7月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年7月30日開催の臨時株主総会により、2024年7月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	25,844,700	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、1単元の株式数は100株となります
計	25,844,700	—	—

- (注) 1. 2024年7月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年7月30日開催の臨時株主総会により、2024年7月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2024年7月30日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2024年7月31日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2024年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

a. 第1回新株予約権

決議年月日	2015年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3(注) 6
新株予約権の数(個) ※	160(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 16,000 [1,600,000] (注) 2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	500 [5] (注) 3、7
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年4月3日 至 2025年4月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 510 [5.1] 資本組入額 255 [3] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,000円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は100株、提出日の前月末現在は10,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という)は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の(a)乃至(d)に掲げる各事由が生じた場合は、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 上記表「新株予約権の行使時の払込金額」に定める払込金額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記表「新株予約権の行使時の払込金額」に定める払込金額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が上記表「新株予約権の行使時の払込金額」に定める払込金額を下回る価格となつたとき
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日として第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記表「新株予約権の行使時の払込金額」に定める払込金額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を本新株予約権の時価で取得することができる。
5. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記表「新株予約権の数」に準じて決定する。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記表「新株予約権の行使時の払込金額」に定める払込金額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付される新株予約権の行使期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
注4(1)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
注4(2)に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 付与対象者の区分の変更により、提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社監査役1名、当社元取締役1名、当社元従業員1名となっております。
7. 2024年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入

額」が調整されております。

b. 第2回新株予約権

決議年月日	2017年11月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5(注) 5
新株予約権の数(個) ※	2,700(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,700 [270,000] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	36,500 [365] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年11月22日 至 2027年11月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 36,500 [365] 資本組入額 18,250 [183] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、注2に掲げる事由により払込金額の調整を行った場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前払込金額}}{1 \text{株当たり調整後払込金額}}$$

2. 新株予約権の割当日以降、当社が株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、払込金額を次に定める算式により調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に、次の各号に該当する場合は、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の払込金額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、払込金額の調整を適切に行うものとする。

- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために払込金額の調整を必要とするとき。
- (2) 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって払込金額の調整を必要とするとき。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という)は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。

- ①各新株予約権の行使にあたっては、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- ②新株予約権者が、権利行使時において当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかであることを要する。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- ⑤(2)に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
- ⑥別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

(2) 当社は次の場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

- ①新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- ②新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくな

った場合。

③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。

④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。

⑤当社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

⑥当社が株式交換または株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合

⑦当社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合

4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記表「新株予約権の行使時の払込金額」に定める払込金額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

(5) 交付される新株予約権の行使期間

上記表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

注3(1)に準じて決定する。

(7) 交付する新株予約権の取得
注3(2)に準じて決定する。

(8) 譲渡制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない

(9) 当該新株予約権の割当に関する事項

本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 付与対象者の退職等による権利の喪失及び付与対象者の区分の変更により、提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名、外部協力者(業務委託者)1名となっております。

6. 「第1回新株予約権」の注7に記載のとおりであります。

c. 第3回新株予約権

決議年月日	2021年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 8 外部協力者 4(注) 5
新株予約権の数(個) ※	1,270 [1,160] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,270 [116,000] (注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	45,500 [455] (注) 2、 6
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年3月31日 至 2031年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 45,500 [455] 資本組入額 22,750 [228] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. ~ 4. 「第2回新株予約権」の注1~4に記載のとおりであります。

5. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社監査役1名、当社従業員6名、外部協力者(業務委託者)3名となっております。

6. 「第1回新株予約権」の注7に記載のとおりであります。

d. 第3回の2新株予約権

決議年月日	2021年10月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3(注) 5
新株予約権の数(個) ※	879 [819] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 879 [81,900] (注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	45,500 [455] (注) 2、 6
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年10月20日 至 2031年10月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 45,500 [455] 資本組入額 22,750 [228] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. ~ 4. 「第2回新株予約権」の注1~4に記載のとおりであります。

5. 付与対象者の退職等による権利の喪失及び付与対象者の区分の変更により、提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

6. 「第1回新株予約権」の注7に記載のとおりであります。

e. 第3回の3新株予約権

決議年月日	2022年2月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1(注) 5
新株予約権の数(個) ※	801(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 801 [80, 100] (注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	45,500 [455] (注) 2、 6
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年2月16日 至 2032年2月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 45,500 [455] 資本組入額 22,750 [228] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. ~ 4. 「第2回新株予約権」の注1~4に記載のとおりであります。

5. 付与対象者の区分の変更により、提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

6. 「第1回新株予約権」の注7に記載のとおりであります。

f. 第4回新株予約権

決議年月日	2024年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 外部協力者 2(注) 5
新株予約権の数(個) ※	1,480 [1,420] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,480 [142,000] (注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	49,138 [491] (注) 2、 6
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年3月29日 至 2034年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 49,138 [491] 資本組入額 24,569 [246] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権発行時(2024年3月29日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. ~ 2. 「第2回新株予約権」の注1~2に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という)は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。

①各新株予約権の行使にあたっては、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

- ②新株予約権者が、権利行使時において当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または外部協力者の何れかであることを要する。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- ⑤(2)に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
- ⑥別途締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
- (2) 当社は次の場合、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- ②新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または外部協力者の何れでもなくなった場合。
- ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- ⑤当社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑥当社が株式交換または株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合
- ⑦当社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合
4. 「第2回新株予約権」の注4に記載のとおりであります。
5. 付与対象者の退職等による権利の喪失及び区分の変更により、提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員17名となっております。
6. 「第1回新株予約権」の注7に記載のとおりであります。

g. 第6回新株予約権

決議年月日	2024年4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	2,400(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,400[240,000](注) 1、 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	49,138[491](注) 2、 5
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年4月13日 至 2034年4月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 49,138[491] 資本組入額 24,569[246](注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権発行時(2024年4月12日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

- (注) 1. ~ 2. 「第2回新株予約権」の注1~2に記載のとおりであります。
3. 「第4回新株予約権」の注3に記載のとおりであります。
4. 「第2回新株予約権」の注4に記載のとおりであります。
5. 「第1回新株予約権」の注7に記載のとおりであります。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

a. 第5回新株予約権

決議年月日	2024年3月28日
新株予約権の数(個) ※	1,176(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,176[117,600](注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	85,070[851](注) 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年3月29日 至 2034年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 85,070[851] 資本組入額 42,535[426](注) 4
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 新株予約権発行時(2024年3月29日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株あります。

但し、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、発行会社が転換対象株式の分割、併合又は無償割当てをする場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合・無償割当ての比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、発行会社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、発行会社は取締役会(取締役会非設置の場合は株主総会)の決議をもって適当と認める付与株式数の調整をすることができる。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。行使価額の調整により1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

①転換対象株式の分割又は無償割当てをする場合、以下の算式により行使価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済転換対象株式数」は「無償割当て前発行済転換対象株式数(但しその時点で発行会社が保有する転換対象株式を除く。)」、「分割後発行済転換対象株式数」は「無償割当て後発行済転換対象株式数(但しその時点で発行会社が保有する転換対象株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済転換対象株式数}}{\text{分割後発行済転換対象株式数}}$$

調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

②転換対象株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済転換対象株式数}}{\text{併合後発行済転換対象株式数}}$$

③以下の(x)又は(y)のいずれかに掲げる事由(いずれも株式無償割当てを除く。)が発生した場合、下記に定める調整式により行使価額を調整する。

- (x) 発行会社が、調整前の行使価額を下回る払込金額をもって転換対象株式を発行又は処分する場合。但し、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債その他保有者の請求若しくは発行会社により又は一定の事由の発生を条件として株式を取得することができる地位を伴う証券又は権利(以下「転換性証券」という。)の取得(新株予約権の行使を含む。)に伴う転換対象株式の取得又は処分を除く。
- (y) 発行会社が、調整前の行使価額を下回る取得価額をもって転換対象株式を取得しうる転換性証券を発行又は処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{発行済転換対象株式の数} - \text{発行会社が保有する転換対象株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する転換対象株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{発行済転換対象株式の数} - \text{発行会社が保有する転換対象株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する転換対象株式の数}}{\text{転換対象株式の数}}}$$

3. 本新株予約権は、当社が、株式会社静岡銀行(以下、「静岡銀行」)の新株予約権付融資を利用するにあたり、融資実行と同時に静岡銀行に対して、以下の条件に基づき発行したものであります。
- I. (1) 静岡銀行は、原則として、当社が株式公開を行った後に、本新株予約権又は本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式を、金融商品取引所において、又は当社代表取締役社長である米倉千貴(以下、「米倉」)若しくは米倉が静岡銀行にあっせんした者(当社を含む。以下同じ。)に対して、売却する。なお、金融商品取引所以外で売却する場合の売却先については、米倉の意向を尊重することとする。前二文の場合にあっては、下記VII(2)により定められた基準日を起算日として14日以内に売却することとする。
- (2) 前(1)の定めにかかわらず、静岡銀行は、静岡銀行の裁量により、当該売却が金融商品取引法第166条及び第167条に定めるインサイダー取引の禁止に関する規定に違反することとなると判断した場合には、前(1)の定めに基づく売却義務を負わないものとし、インサイダー取引の禁止に関する規定の違反を惹起する状況が終了した後速やかに売却することとする。
- (3) 前(1)及び(2)の定めにかかわらず、当社が静岡銀行の保有する本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合、静岡銀行は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるることとする。また、当社の普通株式が会社法第2条第17号に定義される譲渡制限株式である間は、静岡銀行は、本新株予約権の行使により発行又は移転された株式を売却するときは、会社法第136条乃至第145条の規定に従う。
- II. 上記Iの定めにかかわらず、損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社発行の株式の株式公開が可能であると静岡銀行が合理的に判断するにもかかわらず当社が株式公開を申請しない場合には、静岡銀行は、静岡銀行の請求により本新株予約権を米倉又は米倉が静岡銀行にあっせんした者に売却することができるものとし、当社及び米倉はこれに実務上可能な限り協力するものとする。なお、本新株予約権の売却先については、米倉の意向を尊重することとする。ただし、静岡銀行は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、静岡銀行は、(i)損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社発行の株式の株式公開が可能であると静岡銀行が合理的に判断したこと及び(ii)本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断したことを当社及び米倉に対して通知することにより、本新株予約権の売却を猶予することができる。
- III. 上記Iの定めにかかわらず、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより静岡銀行に不利益が生じると認められる場合には、静岡銀行は、米倉と協議のうえ、本新株予約権を米倉又は米倉が静岡銀行にあっせんした者に売却することができるものとし、当社及び米倉はこれに実務上可能な限り協力するものとする。なお、本新株予約権の売却先については、米倉の意向を尊重することとする。
- IV. 上記I、II又はIIIの場合において、米倉若しくは米倉が静岡銀行に対してあっせんした者が何らかの理由で本新株予約権若しくは本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式を買い取ることができない場合、米倉若しくは米倉が静岡銀行に対してあっせんした者が何らかの理由で静岡銀行が売却する先として相応しくないと判断した場合、又は米倉が静岡銀行に対して売却先をあっせんしない場合は、静岡銀行は、米倉と協議のうえ静岡銀行が選定した者に本新株予約権又は本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式を売却できるものとし、当社及び米倉はこれに実務上可能な限り協力するものとする。
- V. 静岡銀行が米倉に本新株予約権を売却する場合、本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出するものとし、当社及び米倉は、米倉が静岡銀行にあっせんした者に対する売買価格についても同水準にせしめるものとする。

$$\text{売買価格} = (\text{株式の時価} - \text{行使価額}) \times \text{本新株予約権の行使により発行すべき株式数}$$

ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合は、静岡銀行は米倉と協議のうえ、売買価格を定めることができる。

- VI. 静岡銀行が米倉に本新株予約権の行使により発行又は移転された株式を売却する場合、本新株予約権の行使により発行又は移転された株式の売買価格は原則として時価とし、当社及び米倉は、米倉が静岡銀行にあっせんした者に対する売買価格についても同水準にせしめるものとする。
- VII. 株式の時価は、原則として、次に定めるいずれかの金額を基準株価として、静岡銀行及び米倉が合意した価格とする。ただし、上記Ⅱにより本新株予約権の売却を猶予した場合においては、原則として上記Ⅱに基づく静岡銀行による当社及び米倉に対する猶予の通知時点の株式の時価を下限とする。
- (1) 株式公開前に売買を行う場合
- ア 新株予約権に関する合意書に定める時価純資産方式により算出した1株当たりの純資産価額
 - イ 株式の時価の算定時において新株予約権に関する合意書に定める適正な価格での株式の売買実例等がある場合は、当該売買実例等の売買価格等
 - ウ 当社が提出する公認会計士等第三者の適正な評価による価格
 - エ 国税庁財産評価基本通達に定める類似業種比準価額方式に基づき算出した価格
 - オ 事業の種類、規模、収益の状況が類似する他の法人の株価と比準して算出した価格
 - カ 当社発行の株式1株当たりの簿価純資産価額
 - キ 当社の金融商品取引所への上場に伴う募集株式発行に関する募集価格
- (2) 株式公開後に売買を行う場合
- ア 上場日以後1ヶ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における当社の普通株式の終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切捨て)
 - イ 上場日以後1ヶ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日の前営業日の金融商品取引所における当社の普通株式の終値の価格
- ただし、上記いずれの場合も、金融商品取引所の規則等により本新株予約権又は本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式の継続所有の確約を書面により提出している場合は、原則として、上場日以後6ヶ月間(当該日において本新株予約権を取得した日以後1年間を経過していない場合には、1年を経過する日)を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における当社の普通株式の終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切捨て)
4. 2024年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b. 第5回の2新株予約権

決議年月日	2024年5月29日
新株予約権の数(個) ※	705(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 705[70,500](注) 1、 4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	85,070[851](注) 2、 4
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年5月31日 至 2034年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 85,070[851] 資本組入額 42,535[426](注) 4
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 新株予約権発行時(2024年5月31日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. ~ 2. 「第5回新株予約権」の注1~2に記載のとおりであります。

3. 本新株予約権は、当社が、JA三井リース株式会社(以下、「JA三井リース」)の新株予約権付融資を利用するにあたり、融資実行と同時にJA三井リースに対して、以下の条件に基づき発行したものであります。

- I. (1) JA三井リースは、原則として、当社が株式公開を行った後に、本新株予約権又は本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式を、金融商品取引所において、又は当社代表取締役社長である米倉千貴(以下本注記において、「米倉」という。)若しくは米倉がJA三井リースにあっせんした者(当社を含む。以下同じ。)に対して、売却する。なお、金融商品取引所以外で売却する場合の売却先については、米倉の意向を尊重することとする。前二文の場合にあっては、下記VII(2)により定められた基準日を起算日として14日以内に売却することとする。
- (2) 前(1)の定めにかかわらず、JA三井リースは、JA三井リースの裁量により、当該売却が金融商品取引法第166条及び第167条に定めるインサイダー取引の禁止に関する規定に違反することとなると判断した場合には、前(1)の定めに基づく売却義務を負わないものとし、インサイダー取引の禁止に関する規定の違反を惹起する状況が終了した後速やかに売却することとする。
- (3) 前(1)及び(2)の定めにかかわらず、当社がJA三井リースの保有する本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合、JA三井リースは、本新株予約権を株式公開前に売却することができることとする。また、当社の普通株式が会社法第2条第17号に定義される譲渡制限株式である間は、JA三井リースは、本新株予約権の行使により発行又は移転された株式を売却するときは、会社法第136条乃至第145条の規定に従う。
- II. 上記Iの定めにかかわらず、損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社発行の株式の株式公開が可能であるとJA三井リースが合理的に判断するにもかかわらず当社が株式公開を申請しない場合には、JA三井リースは、JA三井リースの請求により本新株予約権を米倉又は米倉がJA三井リースにあっせんした者に売却することができるものとし、当社及び米倉はこれに実務上可能な限り協力するものとする。なお、本新株予約権の売却先については、米倉の意向を尊重することとする。ただし、JA三井リースは、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、JA三井リースは、(i)損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社発行の株式の株式公開が可能であるとJA三井リースが合理的に判断したこと及び(ii)本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断したことを当社及び米倉に対して通知をすることにより、本新株予約権の売却を猶予することができる。
- III. 上記Iの定めにかかわらず、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことによりJA三井リースに不利益が生じると認められる場合には、JA三井リースは、米倉と協議のうえ、本新株予約権を米倉又は米倉がJA三井リースにあっせんした者に売却することができるものとし、当社及び米倉はこれに実務上可能な限り協力するものとする。なお、本新株予約権の売却先については、米倉の意向を尊重することとする。
- IV. 上記I、II又はIIIの場合において、米倉若しくは米倉がJA三井リースに対してあっせんした者が何らかの理由で本新株予約権若しくは本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式を買い取ることができない場合、米倉若しくは米倉がJA三井リースに対してあっせんした者が何らかの理由でJA三井リースが売却する先として相応しくないと判断した場合、又は米倉がJA三井リースに対して売却先をあっせんしない場合は、JA三井リースは、米倉と協議のうえJA三井リースが選定した者に本新株予約権又は本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式を売却できるものとし、当社及び米倉はこれに実務上可能な限り協力するものとする。
- V. JA三井リースが米倉に本新株予約権を売却する場合、本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出するものとし、当社及び米倉は、米倉がJA三井リースにあっせんした者に対する売買価格についても同水準にせしめるものとする。

売買価格 = (株式の時価 - 行使価額) × 本新株予約権の行使により発行すべき株式数

ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合は、JA三井リースは米倉と協議のうえ、売買価格を定めることができる。

- VI. JA三井リースが米倉に本新株予約権の行使により発行又は移転された株式を売却する場合、本新株予約権の行使により発行又は移転された株式の売買価格は原則として時価とし、当社及び米倉は、米倉がJA三井リースにあっせんした者に対する売買価格についても同水準にせしめるものとする。
- VII. 株式の時価は、原則として、次に定めるいずれかの金額を基準株価として、JA三井リース及び米倉が合意した価格とする。ただし、上記IIにより本新株予約権の売却を猶予した場合においては、原則として上記IIに基づくJA三井リースによる当社及び米倉に対する猶予の通知時点の株式の時価を下限とする。

(1) 株式公開前に売買を行う場合

- ア 別紙の1に定める時価純資産方式により算出した1株当たりの純資産価額
- イ 株式の時価の算定時において別紙の2に定める適正な価格での株式の売買実例等がある場合は、当該売買実例等の売買価格等
- ウ 当社が提出する公認会計士等第三者の適正な評価による価格
- エ 国税庁財産評価基本通達に定める類似業種比準価額方式に基づき算出した価格
- オ 事業の種類、規模、収益の状況が類似する他の法人の株価と比準して算出した価格
- カ 当社発行の株式1株当たりの簿価純資産価額
- キ 当社の金融商品取引所への上場に伴う募集株式発行に関する募集価格

(2) 株式公開後に売買を行う場合

ア 上場日以後 1 ヶ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前 1 ヶ月間の金融商品取引所における当社の普通株式の終値の単純平均の価格(1 円未満の端数は切捨て)

イ 上場日以後 1 ヶ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日の前営業日の金融商品取引所における当社の普通株式の終値の価格

ただし、上記いずれの場合も、金融商品取引所の規則等により本新株予約権又は本新株予約権の行使により発行若しくは移転された株式の継続所有の確約を書面により提出している場合は、原則として、上場日以後 6 ヶ月間(当該日において本新株予約権を取得した日以後 1 年間を経過していない場合には、1 年を経過する日)を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前 1 ヶ月間の金融商品取引所における当社の普通株式の終値の単純平均の価格(1 円未満の端数は切捨て)

4. 「第 5 回新株予約権」の注 4 に記載のとおりであります。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年1月22日 (注) 1	C種優先株式 2,197	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 13,417	49,981	355,236	49,981	995,886
2020年10月26日 (注) 2	C種優先株式 1,099	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 14,516	25,002	380,239	25,002	1,020,889
2020年12月10日 (注) 3	C種優先株式 2,639	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 17,155	60,037	440,276	60,037	1,080,926
2020年12月18日 (注) 4	C種優先株式 2,200	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 19,355	50,050	490,326	50,050	1,130,976
2021年1月5日 (注) 5	C種優先株式 5,495	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 24,850	125,011	615,337	125,011	1,255,987
2021年1月20日 (注) 6	C種優先株式 1,760	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 26,610	40,040	655,377	40,040	1,296,027
2021年1月29日 (注) 7	C種優先株式 2,860	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470	65,065	720,442	65,065	1,361,092

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年4月28日 (注)8	D種優先株式 12,930 D-1種優先 株式 1,904	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 12,930 D-1種優先株式 1,904	630,964	1,351,406	630,964	1,992,056
2022年5月30日 (注)9	D種優先株式 3,526	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 16,456 D-1種優先株式 1,904	149,978	1,501,385	149,978	2,142,035
2022年6月3日 (注)10	D種優先株式 2,939 D-1種優先 株式 278	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 19,395 D-1種優先株式 2,182	136,835	1,638,220	136,835	2,278,870
2022年6月15日 (注)11	D種優先株式 2,350	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 21,745 D-1種優先株式 2,182	99,957	1,738,177	99,957	2,378,827
2022年6月20日 (注)12	D種優先株式 17,394	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 39,139 D-1種優先株式 2,182	739,853	2,478,031	739,853	3,118,681

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年12月28日 (注)13	—	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 39,139 D-1種優先株式 2,182	△2,378,031	100,000	—	3,118,681
2023年8月29日 (注)14	D種優先株式 5,288	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 44,427 D-1種優先株式 2,182	224,925	324,925	224,925	3,343,606
2023年9月15日 (注)15	D種優先株式 2,352 D-1種優先 株式 402	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 46,779 D-1種優先株式 2,584	117,141	442,066	117,141	3,460,747
2023年12月27日 (注)16	—	普通株式 68,400 A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 46,779 D-1種優先株式 2,584	△342,066	100,000	—	3,460,747
2024年7月29日 (注)17	普通株式 190,047 A種優先株式 △26,200 B種優先株式 △18,800 C種優先株式 △29,470 D種優先株式 △46,779 D-1種優先 株式 △2,584	普通株式 258,447	—	100,000	—	3,460,747
2024年7月31日 (注)18	普通株式 25,586,253	普通株式 25,844,700	—	100,000	—	3,460,747

(注) 1. C種優先株式による有償第三者割当

割当先 TIS株式会社

発行価格 45,500円

- 資本組入額 22,750円
2. C種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 株式会社JR西日本イノベーションズ
- 発行価格 45,500円
- 資本組入額 22,750円
3. C種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 TNPスレッズオブライ特投資事業有限責任事業組合、関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合、カツリヨク有限責任事業組合
- 発行価格 45,500円
- 資本組入額 22,750円
4. C種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 株式会社プロトバンチャーズ
- 発行価格 45,500円
- 資本組入額 22,750円
5. C種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 株式会社メタリアル
- 発行価格 45,500円
- 資本組入額 22,750円
6. C種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 SuMi TRUSTイノベーション投資事業有限責任組合、株式会社大広
- 発行価格 45,500円
- 資本組入額 22,750円
7. C種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）、株式会社ビデオリサーチ
- 発行価格 45,500円
- 資本組入額 22,750円
8. D種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 SBI Ventures Two株式会社、SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合、Spiral Capital Japan Fund 2号投資事業有限責任組合、TSVF1投資事業有限責任組合
- 発行価格 85,070円
- 資本組入額 42,535円
- D-1種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 SMC日興証券株式会社
- 発行価格 85,070円
- 資本組入額 42,535円
9. D種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 Dawn Capital 1号投資事業有限責任組合
- 発行価格 85,070円
- 資本組入額 42,535円
10. D種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 DIMENSION 2号投資事業有限責任組合、みずほリース株式会社、エムスリー株式会社
- 発行価格 85,070円
- 資本組入額 42,535円
- D-1種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 SMC日興証券株式会社
- 発行価格 85,070円
- 資本組入額 42,535円
11. D種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 Industrial Technology Investment Corporation
- 発行価格 85,070円
- 資本組入額 42,535円
12. D種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 Vertex Growth Fund II Pte. Ltd.、HT Asia Technology Fund LP
- 発行価格 85,070円
- 資本組入額 42,535円
13. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。（減資割合95.9%）
14. D種優先株式による有償第三者割当
- 割当先 近鉄ベンチャーパートナーズ株式会社、UBV Fund-II投資事業有限責任組合、ヒューリックス タートアップ1号投資事業有限責任組合、株式会社キーエンス、AGキャピタル株式会社
- 発行価格 85,070円

資本組入額 42,535円

15. D種優先株式による有償第三者割当

割当先 E N E O S イノベーションパートナーズ合同会社

発行価格 85,070円

資本組入額 42,535円

D－1種優先株式による有償第三者割当

割当先 S M B C 日興証券株式会社

発行価格 85,070円

資本組入額 42,535円

16. 欠損補填のため、資本金をその他資本剰余金に振替え、振替え後の資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えております。(減資割合77.3%)

17. 2024年7月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD－1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD－1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD－1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年7月30日開催の臨時株主総会により、2024年7月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

18. 株式分割（1：100）によるものです。

(4) 【所有者別状況】

2024年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	2	38	—	—	1	41	—
所有株式数(単元)	—	—	8,850	189,597	—	—	60,000	258,447	—
所有株式数の割合(%)	—	—	3.42	73.36	—	—	23.22	100.00	—

(注) 2024年7月30日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2024年7月31日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,844,700	258,447	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、1単元の株式数は100株となります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	25,844,700	—	—
総株主の議決権	—	258,447	—

(注) 1. 2024年7月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年7月30日開催の臨時株主総会により、2024年7月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2024年7月30日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2024年7月31日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年7月11日)での決議状況 (取得期間2024年7月29日)	A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 46,779 D-1種優先株式 2,584	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 46,779 D-1種優先株式 2,584	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 2024年7月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年7月30日開催の臨時株主総会により、2024年7月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 26,200 B種優先株式 18,800 C種優先株式 29,470 D種優先株式 46,779 D-1種優先株式 2,584	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2024年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月29日付で自己株式として取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しておりますが、財務体質の改善に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益力強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後についても現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針でありますが、本書提出日現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

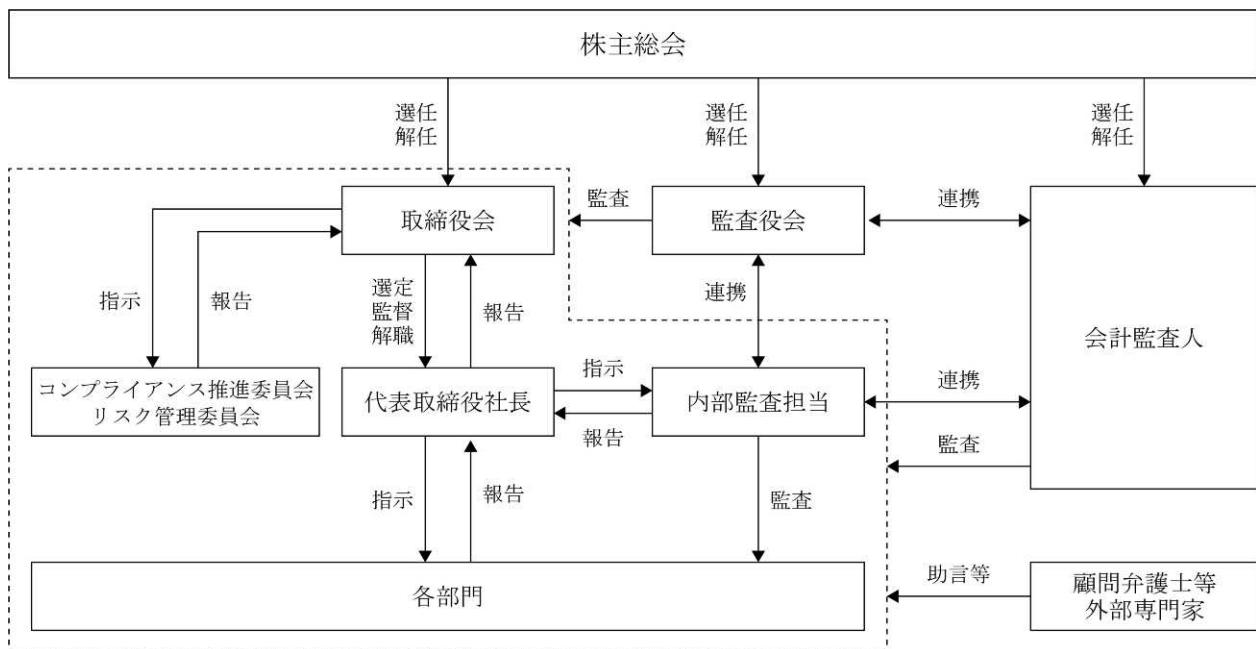
当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。具体的には、代表取締役社長以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、ならびに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

② 企業統治の概要と当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、代表取締役社長が任命する内部監査担当者による内部監査を実施することで、経営に対する監督の強化を図っております。

これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能になると判断し、当該体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長米倉千貴が議長を務め、「役員の状況」に記載の全ての取締役及び監査役で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会のほか、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び「取締役会規程」等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役中野誠二が議長を務め、「役員の状況」に記載の全ての監査役で構成されております。原則として月1回開催し、法令、定款及び「監査役会規程」等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。なお、監査内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

c. 会計監査人

当社は、会計監査人として、監査法人シドーと監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

d. 内部監査担当

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査担当者が実施しており、2名を配置しております。なお、当社は小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部門は持たず、内部監査担当者は他部門を兼務しておりますが、自部門の内部監査には加わらず自己監査を回避する体制をとっております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。

e. コンプライアンス推進委員会

当社では、コンプライアンス体制の基本として「コンプライアンス管理規程」を制定しております。代表取締役社長米倉千貴を委員長とし、「役員の状況」に記載の全ての取締役及び監査役を委員とするコンプライアンス推進委員会を取締役会の直属機関として設置し、原則として四半期に1回会合を開催しております。

当社役職員のコンプライアンス遵守に係る取り組みの推進、コンプライアンス違反事項の調査等を行っております。

f. リスク管理委員会

当社では、リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を制定しております。代表取締役社長米倉千貴を委員長とし、「役員の状況」に記載の全ての取締役及び監査役を委員とするリスク管理委員会を取締役会の直属機関として設置し、原則として四半期に1回会合を開催しております。

当社のリスク管理に関わる重要事項の調査・企画・立案を審議して取締役会に報告する他、当社役職員に対する教育・研修等、リスク管理に関わる取り組みの推進を行っております。

③ その他の企業統治に関する事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

1. 取締役及び使用人(以下「取締役等」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「コンプライアンス管理規程」を取締役等に周知徹底させる。

b. 「コンプライアンス管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題の管理や、取締役等に対してコンプライアンスに関する研修・意識共有等を行うことで、適法かつ公正な企業活動の推進を行う。また、重大な事項については、必要に応じて取締役会に報告を行う。

c. 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「業務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。

d. 「コンプライアンス通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報共有がなされる体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については「コンプライアンス管理規程」及び「内部通報規程」によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととする。

e. 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差し止めを請求する。

- f. 内部監査人は各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。
- g. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たないことを方針とするとともに、不当な要求等を受けた場合は警察等と連絡し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに、随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- b. 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び役職員の業務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
- c. 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において中期経営計画を策定する。月次業績及び中期経営計画の進捗状況・推進結果は、定期的に、取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、取締役会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書(関連資料および電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という)に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。
- b. 当社は「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する、個人情報及び特定個人情報については、法令、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護取扱規程」に基づき厳重に管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会を設置し、当社の事業活動上の重大な危険、損害の恐れ(リスク)について、網羅的・体系的な管理を実施する。また、重大な事項については、必要に応じて取締役会に報告を行う。
- b. リスク情報等については各部門責任者にて取り纏めの上、リスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会に対して報告を行う。
- c. 緊急事態が発生した場合には、代表取締役の指揮下に対応体制を取り、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を実施する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。
- b. 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- c. 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役に報告する。

6. 監査役の補助使用人の設置及び当該補助使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これを設置する。
なお、専任の使用人の設置が困難な場合は、兼任の使用人を設置する。

7. 監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項

- a. 当社の監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に基づき、必要となる調査、情報収集、会議への出席等を行うことができる。
- b. 当社の監査役の職務を補助する専任の使用人は、他部門の業務を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従う。監査役の職務を補助する兼任の使用人は、監査役の職務を補助する業務については、専ら監査役の指揮命令に従う。
- c. 当社の監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意を得なければならない。

8. 監査役への報告に関する体制

- a. 当社の取締役等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには随時その職務の執行状況その他に関する報告を行なうとともに、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに適切な報告を行う。
- b. 当社の取締役等は、著しい損失や重大な法令・定款・社内規則/規程違反・不正行為の発生のおそれがあると認識した場合、当社の監査役に対して速やかに報告する。
- c. 前号の監査役への報告を行った取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、当該報告をした者の保護を行う。

9. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- a. 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - i. 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
 - ii. 当社の内部監査部門の活動概要
 - iii. 当社の内部統制に関する活動概要
 - iv. コンプライアンス通報窓口の運用・通報の状況
- b. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- c. 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- d. 監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。
- e. 監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。同委員会にて、リスク管理に関わる重要事項の調査・企画・立案について審議し、取締役会に報告するとともに、リスク管理に関わる役職員への啓蒙等の全社的な取り組みを推進しております。また、実際にリスクが顕在化するなどして、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に緊急事態対応体制を取り、迅速かつ的確な対応を実施することとしております。

c. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

d. 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議については、株主総会において決議権を行使することができる株主の決議権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

e. 株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

(イ) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(ロ) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(ハ) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に發揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

f. 株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

g. 責任限定契約の内容等

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

h. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追求に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の全ての取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

i. 取締役会の活動状況

当事業年度において取締役会を原則月1回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	米倉 千貴	18回	18回
取締役CFO	日置 友輔	18回	18回
取締役	高原 瑞紀	18回	17回
取締役	藤田 豪	18回	16回
取締役	タム・ホク・チャン	18回	16回
常勤監査役	中野 誠二	18回	18回
監査役	福島 泰三	18回	18回
監査役	藤井 雅樹	18回	18回

- (注) 1. 取締役高原瑞紀の欠席理由(1回)は、急用によるものであります。
2. 取締役藤田豪の欠席理由のうち、1回は体調不良、1回は急用によるものであります。
3. 取締役タム・ホク・チャンの欠席理由(2回)は、いずれも急用によるものであります。
4. 高原瑞紀及びタム・ホク・チャンは、2024年6月5日付で取締役を退任しております。

取締役会における主な検討事項は、決算・財務に関する事項、年度予算の策定及び予算の進捗状況、コエラボ事業及び安起こし事業の買収や新規上場及びさらなる事業拡大に向けた体制強化等の投資判断を含む経営戦略、「P.A.I.」(パーソナル人工知能)の研究開発及びプロダクト開発の進捗状況、組織・人事関連を含むコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況、会社法又は社内規程に定める取締役会決議事項に関する審議及び決議等であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	米倉 千貴	1977年6月3日	2000年4月 2001年4月 2004年4月 2008年10月 2014年11月 2017年3月 2019年7月	株式会社メディアドゥ 入社 同社 取締役 就任 有限会社STARBUG 設立、代表取締役 就任 (2018年1月株式会社未来少年へ吸収合併し消滅) 株式会社未来少年 設立、代表取締役 就任 (現任) 当社 設立、代表取締役社長 就任 (現任) ALT VIETNAM COMPANY LIMITED 代表取締役 就任 株式会社オルツテクノロジーズ 代表取締役 就任	(注) 3	6,000,000
取締役CFO	日置 友輔	1990年11月19日	2016年4月 2019年5月 2021年10月 2022年2月	モルガン・スタンレー・ビジネス・グループ株式会社入社 ジェノプランジャパン株式会社入社 当社 入社、CFO 就任 当社 取締役CFO 就任(現任)	(注) 3	—
取締役	藤田 豪	1974年12月26日	1997年4月 2013年4月 2018年10月 2018年11月 2019年5月 2019年6月 2019年11月 2019年12月 2020年3月 2020年6月	日本合同ファイナンス株式会社(現 ジャフコグループ株式会社)入社 株式会社ジャフコ(現 ジャフコグループ株式会社)中部支社長 就任 株式会社MTG Ventures 代表取締役 就任(現任) 株式会社オブティマインド 監査役 就任(現任) 当社 取締役 就任(現任) 株式会社Psychic VR Lab(現 株式会社STYLY) 取締役 就任 株式会社キッチハイク 取締役 就任(現任) H2L株式会社 取締役 就任(現任) 株式会社スタメン 取締役 就任 セレンディップ・ホールディングス株式会社 取締役 就任	(注) 3	—
常勤監査役	中野 誠二	1958年9月28日	1984年4月 1992年4月 1995年8月 2001年12月 2007年10月 2009年11月 2010年11月 2011年1月 2011年11月 2014年4月 2014年11月 2017年3月 2019年4月 2021年3月	富士通株式会社 入社 青山監査法人 入所 監査法人トーマツ 入所 株式会社トランスサイエンス 取締役 就任 同社 代表取締役 就任 株式会社SBIトランスサイエンス ソリューションズ 取締役 就任 SBIインベストメント株式会社 入社 KLab株式会社 入社 同社 取締役 就任 株式会社ユニメディア 監査役 就任 当社 入社 当社 取締役 就任 株式会社オルツテクノロジーズ 取締役 就任 当社 常勤監査役 就任(現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	福島 泰三	1970年6月3日	1996年10月 2003年1月 2015年11月 2015年12月 2016年4月 2016年5月 2016年6月 2017年3月 2017年5月 2017年9月 2017年9月 2020年10月 2021年4月	太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 阿久津・福島会計事務所 入所 MMプリンシパルインベストメント 株式会社 取締役 就任 株式会社OMGホールディングス 取締役 就任 株式会社アポロジャパン 取締役 就任 株式会社グリムス 監査等委員担当取締役 就任(現任) 当社 監査役 就任(現任) 福島泰三公認会計事務所 所長 就任(現任) 明星監査法人 代表社員 就任(現任) 株式会社M&Aの窓口 取締役 就任 アットドウス株式会社 非常勤監査役 就任(現任) 株式会社クルーバー(現 株式会社アップガレージグループ)社外取締役 就任(現任)	(注) 4	—
監査役	藤井 雅樹	1974年2月5日	2000年4月 2008年1月 2022年3月	牛島法律事務所(現 牛島総合法律事務所) 入所 同事務所 パートナー 就任(現任) 当社 監査役 就任(現任)	(注) 4	—

計

6,000,000

- (注) 1. 取締役藤田豪は、社外取締役であります。
 2. 監査役福島泰三、藤井雅樹は、社外監査役であります。
 3. 2024年7月30日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 2024年7月30日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しております。

社外取締役及び社外監査役は、社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能及び監査役の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準または方針は定めていないものの、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役の藤田豪は、ベンチャー企業への投資事業及び投資先役員としての企業経営に関する豊富な経験等を有していることから、当社の経営に対する客観的な助言・提言を期待して選任しております。なお、当社と同人との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の福島泰三は、公認会計士として監査法人における監査業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待して監査役に選任しております。なお、当社と同人との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の藤井雅樹は、弁護士として法律事務所における実務経験を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待して監査役に選任しております。なお、当社と同人との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

- ③ 社外取締役又は社外監査役による監督、監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、「②社外役員の状況」に記載した豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に対して、独立した客観的な観点からの助言・提言を行うことで、取締役等の職務執行の監督を行っております。全ての社外取締役及び社外監査役が、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会に出席しており、取締役会に報告されるような重大なコンプライアンス違反やリスク事項だけでなく、当社のコンプライアンス遵守及びリスク管理に係る取り組みの状況等についても把握できるようにしております。

内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については、社外監査役が、監査役会、内部監査担当者及び会計監査人と原則四半期に1回開催する会合に出席し、各監査の結果・改善状況等の情報共有を受けております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社における監査役監査は、常勤監査役 1名及び社外監査役である非常勤監査役 2名により実施しており、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査を行っております。このうち非常勤監査役の福島泰三は公認会計士資格を有し、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。

常勤監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役等との面談、重要な決裁書類等の閲覧、内部統制システムの運用状況について適宜監視をしております。非常勤監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、経営全般に関する客観的かつ公正な意見の開陳を行っております。また毎月 1回開催するほか、必要に応じて開催する監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより、情報の共有・監査業務の認識の共有を行っております。その他、コンプライアンス推進委員会等の重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めたときは意見を述べております。

b. 最近事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度における監査役会の開催回数、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
中野 誠二	19回	19回
福島 泰三	19回	18回
藤井 雅樹	19回	18回

(注) 1. 非常勤監査役福島泰三の欠席理由(1回)は、体調不良によるものであります。

2. 非常勤監査役藤井雅樹の欠席理由(1回)は、体調不良によるものであります。

監査役会においては、主に、監査計画及び監査方針の策定、監査結果の報告、監査上の重要事項についての協議及び検討、監査報告書の作成、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の評価等を行っております。また、内部監査担当及び会計監査人との連携を図ることで、会計監査、各部署の往査を効果的に実施しております。常勤監査役の活動としては、取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役社長等との面談、重要な決裁書類等の閲覧等を行っております。

なお、最近事業年度においては、当社が上場会社となることに向け、内部統制システムの適切な整備・運用状況を確認することを指針とし、内部監査の運用状況、リスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会の整備・運用状況、内部通報制度の運用・浸透状況、利益相反取引・関連当事者等取引の発見・是正勧告の運用状況を重点的に監査しております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査担当者が実施しており、2名を配置しております。なお、当社は独立した内部監査部門は持たず、内部監査担当者は他部門を兼務しておりますが、自部門の内部監査には加わらず自己監査を回避する体制をとっております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

また、内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と連携し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。三者間で原則四半期に1回開催する会合において、上述の内部監査計画、監査結果及び改善状況について報告を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人シドー

b. 継続監査期間

2022年12月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 藤田 和重

指定社員 業務執行社員 有光 洋介

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任・再任については、当社の業務内容に対応して効率的かつ効果的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査計画、具体的な監査実施要領及び監査費用が合理的かつ妥当であること、過去の監査実績等により総合的に判断しております。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

監査法人シドーの選定理由については、独立性、専門性、効率性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われる体制を備えていると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、職務遂行状況等を確認し、また、会計監査人が当社の事業に対する十分な理解を有していると判断し、適正であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
9,600	7,500	11,600	—

当社における非監査業務の内容は、最近事業年度の前事業年度においては新収益認識基準の適用に関する助言指導業務ならびにIT業務処理統制の助言指導業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬額の推移などを確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討したうえで、会計監査人の報酬額を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、前事業年度における職務執行の状況や報酬見積の算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査契約の内容及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、役員の報酬等の決定方法については、株主総会の決議により役員報酬の限度額を決定し、その限度額の範囲内において、各役員の報酬額を決定いたします。

各取締役の報酬につきましては、それぞれの職務、実績、会社への貢献度及び当社業績等を総合的に勘案して代表取締役社長米倉千貴が報酬案を作成し、当該報酬案について取締役会での審議を経て、取締役会決議により決定しております。

監査役の報酬は、毎月定額で支給する基本報酬のみで構成されております。各監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

b. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

2022年3月30日開催の定時株主総会において、取締役の役員報酬の限度額を年額80,000千円以内、2021年3月30日開催の定時株主総会において、監査役の役員報酬の限度額を年額24,000千円以内とすることについて決議しております。なお、決議時点の取締役は5名（うち社外取締役2名）、監査役は2名（うち社外監査役1名）であります。

c. 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

最近事業年度の各取締役の報酬については、上記a. の方針に基づき、前事業年度にあたる2022年3月30日開催の取締役会での審議を経て、取締役会決議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	46,080	46,080	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	11,880	11,880	—	—	—	1
社外役員	12,600	12,600	—	—	—	3

(注) 社外役員の員数については、無報酬の取締役2名を除いております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。なお、当社は、提出日現在において、純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の投資株式をいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)及び当事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人シドーにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る財務諸表について、監査法人シドーにより期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、経理・財務等に関するセミナーへの参加を通じて情報収集を行い、必要に応じて監査法人との協議を実施しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	3,062,938	2,217,193
売掛金	※1 406,399	※1 747,167
商品	—	1,159
仕掛品	—	15,927
貯蔵品	—	1,247
前払費用	8,612	22,549
未収消費税等	35,554	129,390
未収還付法人税等	6,490	—
その他	13	2,361
流动資産合計	3,520,008	3,136,995
固定資産		
無形固定資産		
のれん	—	258,351
無形固定資産合計	—	258,351
投資その他の資産		
差入保証金	2,068	2,138
投資その他の資産合計	2,068	2,138
固定資産合計	2,068	260,489
資産合計	3,522,076	3,397,485

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	10,644	10,644
短期借入金	—	449,700
未払金	323,069	526,358
未払費用	3,592	5,940
未払法人税等	950	950
前受金	6,940	50,216
預り金	3,823	5,810
その他	—	32
流動負債合計	349,018	1,049,651
固定負債		
長期借入金	54,763	44,119
固定負債合計	54,763	44,119
負債合計	403,781	1,093,770
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	3,118,681	3,460,747
その他資本剰余金	570,756	570,756
資本剰余金合計	3,689,437	4,031,504
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△671,302	△1,827,949
利益剰余金合計	△671,302	△1,827,949
株主資本合計	3,118,135	2,303,554
新株予約権	160	160
純資産合計	3,118,295	2,303,714
負債純資産合計	3,522,076	3,397,485

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年6月30日)

資産の部	
流动資産	
現金及び預金	2,361,675
売掛金	837,310
仕掛品	10,825
前払費用	124,755
未収消費税等	77,254
その他	2,164
流动資産合計	3,413,986
固定資産	
無形固定資産	
のれん	303,099
無形固定資産合計	303,099
投資その他の資産	
差入保証金	4,028
出資金	10
投資その他の資産合計	4,038
固定資産合計	307,138
資産合計	3,721,124
負債の部	
流动負債	
短期借入金	349,500
1年内返済予定の長期借入金	10,644
未払金	734,097
未払法人税等	475
未払費用	10,890
前受金	92,323
預り金	7,514
その他	560
流动負債合計	1,206,004
固定負債	
長期借入金	1,338,797
固定負債合計	1,338,797
負債合計	2,544,801
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	3,460,747
その他資本剰余金	570,756
資本剰余金合計	4,031,504
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△2,955,341
利益剰余金合計	△2,955,341
株主資本合計	1,176,162
新株予約権	160
純資産合計	1,176,322
負債純資産合計	3,721,124

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	※1 2,666,074	※1 4,111,995
売上原価	114,210	176,018
売上総利益	2,551,863	3,935,976
販売費及び一般管理費	※2,※3 3,224,052	※2,※3 5,421,869
営業損失(△)	△672,188	△1,485,892
営業外収益		
受取利息	11	31
その他	2,373	318
営業外収益合計	2,384	349
営業外費用		
支払利息	180	11,924
その他	367	295
営業外費用合計	548	12,220
経常損失(△)	△670,352	△1,497,762
税引前当期純損失(△)	△670,352	△1,497,762
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失(△)	△671,302	△1,498,712

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		19,469	17.0	13,439	7.6
II 経費	※1	94,505	82.7	178,506	101.4
当期総製造費用		113,974	99.7	191,946	109.0
仕掛品期首棚卸高		235	0.2	—	—
合計		114,210	100.0	191,946	109.0
仕掛品期末棚卸高		—	—	15,927	9.0
売上原価		114,210	100.0	176,018	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	81,485	168,645
支払手数料	12,797	9,861

(原価計算の方法)

原価計算は、個別原価計算による実際原価計算を採用しております。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年1月1日
至 2024年6月30日)

売上高	2,844,006
売上原価	164,310
売上総利益	2,679,696
販売費及び一般管理費	※1 3,791,258
営業損失 (△)	△1,111,562
営業外収益	
受取利息	13
商品処分益	1,471
その他	306
営業外収益合計	1,791
営業外費用	
支払利息	13,846
為替差損	508
商品資材処分損	2,791
営業外費用合計	17,146
経常損失 (△)	△1,126,917
税引前中間純損失 (△)	△1,126,917
法人税、住民税及び事業税	475
中間純損失 (△)	△1,127,392

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	720,442	1,361,092	390,550	1,751,642	△2,197,824	△2,197,824	274,260		
当期変動額									
新株の発行	1,757,588	1,757,588	—	1,757,588	—	—	3,515,177		
減資	△2,378,031	—	2,378,031	2,378,031	—	—	—		
欠損墳補	—	—	△2,197,824	△2,197,824	2,197,824	2,197,824	—		
当期純損失(△)	—	—	—	—	△671,302	△671,302	△671,302		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	△620,442	1,757,588	180,206	1,937,795	1,526,521	1,526,521	2,843,874		
当期末残高	100,000	3,118,681	570,756	3,689,437	△671,302	△671,302	3,118,135		

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	160	274,420
当期変動額		
新株の発行	—	3,515,177
減資	—	—
欠損墳補	—	—
当期純損失(△)	—	△671,302
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—
当期変動額合計	—	2,843,874
当期末残高	160	3,118,295

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
当期首残高	100,000	3,118,681	570,756	3,689,437	△671,302	△671,302	3,118,135
当期変動額							
新株の発行	342,066	342,066	—	342,066	—	—	684,132
減資	△342,066	—	342,066	342,066	—	—	—
欠損填補	—	—	△342,066	△342,066	342,066	342,066	—
当期純損失 (△)	—	—	—	—	△1,498,712	△1,498,712	△1,498,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	342,066	—	342,066	△1,156,646	△1,156,646	△814,580
当期末残高	100,000	3,460,747	570,756	4,031,504	△1,827,949	△1,827,949	2,303,554

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	160	3,118,295
当期変動額		
新株の発行	—	684,132
減資	—	—
欠損填補	—	—
当期純損失 (△)	—	△1,498,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	△814,580
当期末残高	160	2,303,714

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△670,352	△1,497,762
のれん償却額	—	20,319
受取利息及び受取配当金	△11	△31
支払利息	180	11,924
売上債権の増減額（△は増加）	△191,997	△340,768
棚卸資産の増減額（△は増加）	—	△18,333
前渡金の増減額（△は増加）	10,604	—
未収消費税等の増減額（△は増加）	△17,375	△93,835
未収入金の増減額（△は増加）	1,055	△2,361
前受金の増減額（△は減少）	△28,185	43,275
未払金の増減額（△は減少）	148,202	203,289
未払費用の増減額（△は減少）	△14,113	2,348
預り金の増減額（△は減少）	1,213	—
その他	△11,424	△10,576
小計	△772,203	△1,682,512
利息及び配当金の受取額	11	31
利息の支払額	△180	△11,924
法人税等の還付額	—	6,490
法人税等の支払額	△8,647	△950
営業活動によるキャッシュ・フロー	△781,019	△1,688,864
投資活動によるキャッシュ・フロー		
差入保証金の差入による支出	△1,208	△70
事業譲受による支出	—	△280,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,208	△280,070
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	600,000
短期借入金の返済による支出	—	△150,300
長期借入金の返済による支出	△4,593	△10,644
株式の発行による収入	3,515,177	684,132
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,510,584	1,123,188
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,728,357	△845,745
現金及び現金同等物の期首残高	334,581	3,062,938
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,062,938	※1 2,217,193

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年1月1日
至 2024年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失（△）	△1,126,917
のれん償却額	27,153
受取利息及び受取配当金	△13
支払利息	13,846
売上債権の増減額（△は増加）	△90,143
棚卸資産の増減額（△は増加）	7,508
前払費用の増減額（△は増加）	△102,206
未収消費税等の増減額（△は増加）	52,135
前受金の増減額（△は減少）	42,107
未払金の増減額（△は減少）	207,739
未払費用の増減額（△は減少）	4,950
その他	2,429
小計	△961,409
利息及び配当金の受取額	13
利息の支払額	△13,846
法人税等の支払額	△950
営業活動によるキャッシュ・フロー	△976,193
投資活動によるキャッシュ・フロー	
差入保証金の差入による支出	△3,896
差入保証金の回収による収入	2,006
出資金の払込による支出	△10
事業譲受による支出	△71,901
投資活動によるキャッシュ・フロー	△73,802
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△100,200
長期借入れによる収入	1,300,000
長期借入金の返済による支出	△5,322
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,194,478
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	144,482
現金及び現金同等物の期首残高	2,217,193
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,361,675

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

2 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては貸倒実績がなく、一般債権について貸倒引当金を計上しておりません。

4 収益及び費用の計上基準

(1) SaaS型ソフトウェア利用サービスの提供による収益

当社では、Communication Intelligence 「AI GIJIROKU」 等のツールの提供を行うことを履行義務として識別しております。これらのサービスは契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

(2) AIの活用に関するコンサルティング、PoCサービスの提供による収益

当社では、AIの活用に関するコンサルティング、PoCサービスの提供を行うことを履行義務として識別しております。これらのサービスは役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品 個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品 個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

8年間の均等償却をおこなっております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては貸倒実績がなく、一般債権について貸倒引当金を計上しておりません。

5 収益及び費用の計上基準

(1) SaaS型ソフトウェア利用サービスの提供による収益

当社では、Communication Intelligence 「AI GIJIROKU」 等のツールの提供を行うことを履行義務として識別しております。これらのサービスは契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

(2) AIの活用に関するコンサルティング、PoCサービスの提供による収益

当社では、AIの活用に関するコンサルティング、PoCサービスの提供を行うことを履行義務として識別しております。これらのサービスは役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(1) 収益認識に係る会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項但し書に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用による影響額はありません。当事業年度の損益に与える影響額はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。

これによる影響はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に記載しております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
広告宣伝費	2,678,602千円	3,771,208千円
給料手当	105,757〃	162,297〃
研究開発費	99,934〃	593,487〃
業務委託費	94,624〃	417,878〃
役員報酬	77,590〃	70,560〃
支払手数料	75,921〃	217,032〃
支払報酬	32,630〃	32,723〃
法定福利費	20,742〃	27,021〃
おおよその割合		
販売費	83.4%	70.0%
一般管理費	16.6〃	30.0〃

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
研究開発費	99,934千円	593,487千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	68,400株	—	—	68,400株
A種優先株式	26,200株	—	—	26,200株
B種優先株式	18,800株	—	—	18,800株
C種優先株式	29,470株	—	—	29,470株
D種優先株式	—	39,139株	—	39,139株
D-1種優先株式	—	2,182株	—	2,182株
合計	142,870株	41,321株	—	184,191株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	160
合計		—	—	—	—	160

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	68,400株	—	—	68,400株
A種優先株式	26,200株	—	—	26,200株
B種優先株式	18,800株	—	—	18,800株
C種優先株式	29,470株	—	—	29,470株
D種優先株式	39,139株	7,640株	—	46,779株
D-1種優先株式	2,182株	402株	—	2,584株
合計	184,191株	8,042株	—	192,233株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	160
合計		—	—	—	—	160

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金勘定	3,062,938千円	2,217,193千円
現金及び現金同等物	3,062,938千円	2,217,193千円

※2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受にかかる資産及び負債の主な内訳

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

コエラボ事業及び安起こし事業の譲受に伴い増加又は減少した資産及び負債の主な内訳並びに事業の譲受価額は次のとおりです。

固定資産	1,328千円
発生したのれんの金額	278,671千円
事業の譲受価額	280,000千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また資金調達については、主に自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っております。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

借入金は運転資金の調達によるものであり、金利変動リスク及び資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について社内規程に従って取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰表を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「未収消費税等」「未収還付法人税等」「未払金」「未払費用」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	65,407	64,681	726
負債計	65,407	64,681	726

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
該当事項はありません。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,062,938	—	—	—
売掛金	406,399	—	—	—
未収消費税等	35,554	—	—	—
未収還付法人税等	6,490	—	—	—
合計	3,511,381	—	—	—

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,644	10,644	10,644	10,644	10,644	12,187
合計	10,644	10,644	10,644	10,644	10,644	12,187

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当するものはありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	64,681	—	64,681
負債計	—	64,681	—	64,681

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

固定金利による借入であり、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基にした、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金も含めた金額表示をしております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また資金調達については、主に自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っております。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

借入金は運転資金の調達によるものであり、金利変動リスク及び資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について社内規程に従って取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰表を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「未収消費税等」「未払金」「未払費用」「短期借入金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	54,763	54,408	354
負債計	54,763	54,408	354

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
該当するものはありません。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,217,193	—	—	—
売掛金	747,167	—	—	—
未収消費税等	129,390	—	—	—
未収金	2,361	—	—	—
合計	3,096,111	—	—	—

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	10,644	10,644	10,644	10,644	5,899	6,288
合計	10,644	10,644	10,644	10,644	5,899	6,288

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当するものはありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	54,408	—	54,408
負債計	—	54,408	—	54,408

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

固定金利による借入であり、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基にした、割引現在価値法により算定しております。なお、1年内返済予定の長期借入金も含めた金額表示をしております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3	当社従業員 5	当社監査役 1 当社従業員 8 外部協力者 4
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)1	普通株式 1,600,000	普通株式 270,000	普通株式 127,000
付与日	2015年3月31日	2017年11月30日	2021年4月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年4月3日 至 2025年4月2日	自 2019年11月22日 至 2027年11月16日	自 2023年3月31日 至 2031年3月30日

	第3回の2 新株予約権	第3回の3 新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3	当社従業員 1
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)1	普通株式 87,900	普通株式 80,100
付与日	2021年11月1日	2022年2月16日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年10月20日 至 2031年10月19日	自 2024年2月16日 至 2032年2月15日

(注) 1. 2024年7月31日付株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」の「新株予約権の行使の条件」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

2022年12月期において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

決議年月日	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	1,320
付与	—	—	—
失効	—	—	50
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	1,270
権利確定後(株)			
前事業年度末	16,000	2,700	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	16,000	2,700	—

決議年月日	第3回の2 新株予約権	第3回の3 新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	879	—
付与	—	801
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	879	801
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
権利行使価格(円)	500	36,500	45,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第3回の2 新株予約権	第3回の3 新株予約権
権利行使価格(円)	45,500	45,500
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積によって算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)を基礎とした方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3	当社従業員 5	当社監査役 1 当社従業員 8 外部協力者 4
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注) 1	普通株式 1,600,000	普通株式 270,000	普通株式 127,000
付与日	2015年3月31日	2017年11月30日	2021年4月1日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年4月3日 至 2025年4月2日	自 2019年11月22日 至 2027年11月16日	自 2023年3月31日 至 2031年3月30日

	第3回の2 新株予約権	第3回の3 新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3	当社従業員 1
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注) 1	普通株式 87,900	普通株式 80,100
付与日	2021年11月1日	2022年2月16日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年10月20日 至 2031年10月19日	自 2024年2月16日 至 2032年2月15日

(注) 1. 2024年7月31日付株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」の「新株予約権の行使の条件」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

当事業年度(2023年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

決議年月日	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	1,270
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	1,270
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	16,000	2,700	—
権利確定	—	—	1,270
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	16,000	2,700	1,270

決議年月日	第3回の2 新株予約権	第3回の3 新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	879	801
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	879	—
未確定残	—	801
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	879	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	879	—

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
権利行使価格(円)	500	36,500	45,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第3回の2 新株予約権	第3回の3 新株予約権
権利行使価格(円)	45,500	45,500
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積によって算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)を基礎とした方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

減価償却超過額	1,626千円
一括償却資産償却超過額	652千円
繰越欠損金	1,042,863千円
その他	266千円
繰延税金資産小計	1,045,408千円
評価性引当額	△1,045,408千円
繰延税金資産合計	一千円

(注) 1 評価性引当額が301,756千円増加しております。この増加の内容は、主に繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損 金(a)	—	3	12,883	106,319	162,093	761,565	1,042,863千円
評価性引 当額	—	△3	△12,883	△106,319	△162,093	△761,565	△1,042,863千円
繰延税金 資産	—	—	—	—	—	—	一千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

繰越欠損金	1,530,430千円
減価償却超過額	16,782千円
繰延資産償却超過額	1,163千円
一括償却資産損金算入限度超過額	949千円
繰延税金資産小計	1,549,325千円
評価性引当額	△1,549,325千円
繰延税金資産合計	一千円

(注) 1 評価性引当額が503,917千円増加しております。この増加の内容は、主に繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損 金(a)	3	12,883	106,319	162,093	152,192	1,096,940	1,530,430千円
評価性引 当額	△3	△12,883	△106,319	△162,093	△152,192	△1,096,940	△1,530,430千円
繰延税金 資産	—	—	—	—	—	—	一千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社IPパートナーズ
取得した事業の内容	コエラボ事業及び安起こし事業
事業を取得した主な理由	Human-in-the-LoopによるAIの更なる音声認識精度向上のため。
企業結合日(事業取得日)	2023年6月1日
企業結合の法的形式	事業譲受

2. 財務諸表に含まれている取得した事業の業績期間

2023年6月から2023年12月まで

3. 取得した事業の取得原価及び対価の内訳

取得の対価	現金及び預金	308,000千円
取得原価		308,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等	1,100千円
--------------------	---------

5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却方法、償却期間

(1) のれんの金額 278,671千円

(2) 発生原因

取得原価が、受け入れた資産及び負債の金額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 債却方法及び償却期間

8年間の均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

固定資産	1,328千円
資産合計	1,328千円

7. 企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、人工知能（AI）事業の単一のセグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
AI Products事業	2,501,877
AI Solutions事業	164,197
顧客との契約から生じる収益	2,666,074
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,666,074

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上の「売掛金」になります。契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識するAI Products事業に係る契約について、契約締結日等における請求に基づき顧客から受領した対価のうち、既に収益として認識した額を上回る部分であります。サービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債（貸借対照表上の「前受金」）は収益へと振替えられます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は35,125千円であります。

	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	214,401	406,399
契約負債	35,125	6,940

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、人工知能（AI）事業の単一のセグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は、以下のとおりです。

（単位：千円）

		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
AI Products事業		3,825,527
AI Solutions事業		286,468
顧客との契約から生じる収益		4,111,995
その他の収益		—
外部顧客への売上高		4,111,995

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上の「売掛金」になります。契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識するAI Products事業に係る契約について、契約締結日等における請求に基づき顧客から受領した対価のうち、既に収益として認識した額を上回る部分であります。サービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債（貸借対照表上の「前受金」）は収益へと振替えられます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は6,940千円であります。

	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	406,399	747,167
契約負債	6,940	50,126

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社は、人工知能（AI）事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は、人工知能（AI）事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	AI Products事業	AI Solutions事業	合計
外部顧客への売上高	2,501,877	164,197	2,666,074

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ジークス	1,026,474	人工知能（AI）事業
郵便ギフト株式会社	589,438	人工知能（AI）事業
株式会社INFホールディングス	382,518	人工知能（AI）事業
デジタルシティ株式会社	293,410	人工知能（AI）事業

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	AI Products事業	AI Solutions事業	合計
外部顧客への売上高	3,825,527	286,468	4,111,995

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ジークス	1,957,076	人工知能（AI）事業
郵便ギフト株式会社	761,297	人工知能（AI）事業
株式会社INFホールディングス	487,002	人工知能（AI）事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 び主要 株主	米倉 千貴	—	—	当社代表取 締役社長	被所有 直接 32.57	債務被保証	銀行借り入 れに対する 債務被保証	28,752	長期借入 金	28,752

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等
債務被保証につきましては、保証料を支払っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 び主要 株主	米倉 千貴	—	—	当社代表取 締役社長	被所有 直接 31.21	債務被保証	銀行借り入 れに対する 債務被保証	25,008	長期借入 金	25,008

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等
債務被保証につきましては、保証料を支払っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1 株当たり純資産額	△444円42銭	△663円53銭
1 株当たり当期純損失(△)	△39円55銭	△80円01銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2024年 7 月 31 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純損失(△)(千円)	△671,302	△1,498,712
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△671,302	△1,498,712
普通株式の期中平均株式数(株)	16,974,000	18,731,200
普通株式	6,840,000	6,840,000
A 種優先株式	2,620,000	2,620,000
B 種優先株式	1,880,000	1,880,000
C 種優先株式	2,947,000	2,947,000
D 種優先株式	2,528,000	4,212,600
D-1 種優先株式	159,000	231,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

4. A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式及び D-1 種優先株式は、剩余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。なお、2024年 7 月 11 日開催の取締役会において、A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式及び D-1 種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年 7 月 29 日付で自己株式として取得し、対価として A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式 1 株につき普通株式 1 株を、D 種優先株式及び D-1 種優先株式 1 株につき普通株式 2.34 株（小数点以下第 3 位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、当社が取得した A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式及び D-1 種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年 7 月 30 日開催の臨時株主総会により、2024年 7 月 31 日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,118,295	2,303,714
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	6,158,122	6,842,255
A種優先株式	615,700	615,700
B種優先株式	686,200	686,200
C種優先株式	1,340,885	1,340,885
D種優先株式	3,329,554	3,979,489
D-1種優先株式	185,622	219,820
新株予約権	160	160
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△3,039,827	△4,538,540
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	6,840,000	6,840,000

6. B種優先株式、C種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、B種優先株式、C種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。なお、2024年7月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年7月30日開催の臨時株主総会により、2024年7月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 第4回新株予約権の発行

当社は、2024年3月28日開催の株主総会において、下記のとおり新株予約権の発行を決議し、2024年3月29日に付与しております。

1	決議年月日	2024年3月28日開催の株主総会決議
2	付与対象者	当社従業員 17 外部協力者 2
3	新株予約権の数	1,480
4	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 1,480株
5	新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり 49,138円
6	新株予約権の行使期間	自 2026年3月29日 至 2034年3月28日
7	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価格1株当たり 49,138円 資本組入額1株当たり 24,569円

2. 第5回新株予約権の発行

当社は、2024年3月28日開催の株主総会において、下記のとおり新株予約権の発行を決議し、2024年3月29日に付与しております。

1	決議年月日	2024年3月28日開催の株主総会決議
2	付与対象者	株式会社静岡銀行
3	新株予約権の数	1,176個
4	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 1,176株
5	新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり 85,070円
6	新株予約権の行使期間	自 2024年3月29日 至 2034年3月28日
7	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価格1株当たり 85,070円 資本組入額1株当たり 42,535円

3. 第6回新株予約権の発行

当社は、2024年4月12日開催の株主総会において、下記のとおり新株予約権の発行を決議し、2024年4月12日に付与しております。

1	決議年月日	2024年4月12日開催の株主総会決議
2	付与対象者	当社取締役 1
3	新株予約権の数	2,400個
4	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 2,400株
5	新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり 49,138円
6	新株予約権の行使期間	自 2026年4月13日 至 2034年4月12日
7	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価格1株当たり 49,138円 資本組入額1株当たり 24,569円

4. 第5回の2新株予約権の発行

当社は、2024年3月28日開催の株主総会において、下記のとおり新株予約権の発行を決議し、2024年5月31日に付与しております。

1	決議年月日	2024年3月28日開催の株主総会決議
2	付与対象者	J A三井リース株式会社
3	新株予約権の数	705個
4	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 705株
5	新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり85,070円
6	新株予約権の行使期間	自 2024年5月31日 至 2034年5月30日
7	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価格1株当たり 85,070円 資本組入額1株当たり 42,535円

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
広告宣伝費	2,278,103千円
研究開発費	573,763〃
業務委託費	518,835〃
支払手数料	182,120〃
給料手当	95,713〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
現金及び預金勘定	2,361,675千円
現金及び現金同等物	2,361,675千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、人工知能（AI）事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、人工知能（AI）事業の単一のセグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	
AI Products事業	2,502,337
AI Solutions事業	341,668
顧客との契約から生じる収益	2,844,006
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,844,006

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
1 株当たり中間純損失(△)	△58円65銭
(算定上の基礎)	
中間純損失(△) (千円)	△1,127,392
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△1,127,392
普通株式の期中平均株式数 (株)	19,223,300
普通株式	6,840,000
A種優先株式	2,620,000
B種優先株式	1,880,000
C種優先株式	2,947,000
D種優先株式	4,677,900
D-1種優先株式	258,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式は、剩余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。なお、2024年7月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年7月30日開催の臨時株主総会により、2024年7月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(重要な後発事象)

1. 種類株式の取得及び自己株式（種類株式）の消却

当社は、2024年7月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD-1種優先株式1株につき2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、取得したすべての優先株式は、同日付で消却しております。

2. 株式分割の実施及び単元株制度の採用

当社は、2024年7月11日の取締役会決議により、2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、2024年7月30日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、2024年7月31日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。内容は次の通りです。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社の中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するためです。

(2) 株式分割の内容

① 株式分割する株式の種類

普通株式

② 株式分割の方法・比率

2024年7月31日をもって、2024年7月30日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式(普通株式)について、1株につき100株の割合で分割

③ 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 258,447株

株式分割により増加する株式数 25,586,253株

株式分割後の発行済株式総数 25,844,700株

株式分割後の発行可能株式総数 103,378,800株

(3) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

⑤ 【附属明細表】(2023年12月31日現在)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
無形固定資産 のれん	—	278,671	—	278,671	20,319	20,319	258,351
無形固定資産計	—	278,671	—	278,671	20,319	20,319	258,351

(注) 1. のれんの増加額278,671千円について、当期6月実施の事業譲受によるものであります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	449,700	2.88	—
1年内返済予定の長期借入金	10,644	10,644	1.48	—
長期借入金(1年内返済予定のものを除く)	54,763	44,119	1.51	令和10年3月10日 ～令和12年8月31日
合計	65,407	504,463	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年内返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	10,644	10,644	10,644	5,899

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2023年12月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	2,217,193
合計	2,217,193

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジークス	447,618
郵便ギフト株式会社	153,034
株式会社INFホールディングス	49,724
株式会社アンティール	38,173
デジタルシティ株式会社	8,975
その他	49,640
合計	747,167

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
406,399	4,561,151	4,220,383	747,167	85.0	46.2

③ 仕掛品

区分	金額(千円)
AI Solutions(受託開発)	15,927
合計	15,927

④ 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	347,151
株式会社フィーアコードレーション	33,000
株式会社APTO	22,000
クラスメソッド株式会社	11,670
株式会社Hajimari	8,402
その他	104,133
合計	526,358

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://alt.ai/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所グロースへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年7月29日	—	—	—	Vertex Growth Fund II Pte. Ltd. 無限責任組合員 Vertex Growth Fund II Pte. Ltd. Director, Tam Hock Chuan	250 North Bridge Road Raffles City Tower #11-01 Singapore 179101	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式△1,621,400 普通株式3,796,500	—	(注) 4
2024年7月29日	—	—	—	ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 取締役社長 三好 啓介	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号、ジャフコグループ株式会社	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式△2,200,000 B種優先株式△420,000 普通株式2,620,000	—	(注) 4
2024年7月29日	—	—	—	SBI Ventures Two株式会社 代表取締役 中野 幸二	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式△587,700 普通株式1,376,100	—	(注) 4
2024年7月29日	—	—	—	SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式△1,100,000 普通株式1,100,000	—	(注) 4
2024年7月29日	—	—	—	SMBCベンチャーキャピタル 6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 佐伯 友史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式△352,700 普通株式825,800	—	(注) 4
2024年7月29日	—	—	—	Dawn Capital 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 Akatsuki Ventures 代表取締役 石倉 壱彦	東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oakmeguro8階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式△352,600 普通株式825,600	—	(注) 4
2024年7月29日	—	—	—	S M B C 日興証券株式会社 取締役社長 吉岡 秀二	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名、金融商品取引業者)	D-1種優先株式△258,400 普通株式605,000	—	(注) 4
2024年7月29日	—	—	—	ENEOS イノベーションパートナーズ 合同会社 代表社員 ENEOSホールディングス株式会社 職務執行者社長 長沼 亨	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式△235,200 普通株式550,700	—	(注) 4
2024年7月29日	—	—	—	野村ホールディングス株式会社 代表執行役社長グループ CEO 奥田 健太郎	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	特別利害関係者等(金融商品取引業者)	B種優先株式△280,000 普通株式280,000	—	(注) 4

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2022年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 2024年7月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株(小数点以下第3位を四捨五入)をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年7月30日開催の臨時株主総会により、2024年7月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
5. 2024年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」は、当該株式分割後の「移動株数」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2022年4月28日	2022年4月28日	2022年5月30日
種類	D種優先株式	D-1種優先株式	D種優先株式
発行数	1,293,000株 (注)7	190,400株 (注)7	352,600株 (注)7
発行価格	850.7円 (注)5、7	850.7円 (注)5、7	850.7円 (注)5、7
資本組入額	425.35円 (注)7	425.35円 (注)7	425.35円 (注)7
発行価額の総額	1,099,955,100円	161,973,280円	299,956,820円
資本組入額の総額	549,977,550円	80,986,640円	149,978,410円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	株式④	株式⑤	株式⑥
発行年月日	2022年6月3日	2022年6月3日	2022年6月15日
種類	D種優先株式	D-1種優先株式	D種優先株式
発行数	293,900株 (注)7	27,800株 (注)7	235,000株 (注)7
発行価格	850.7円 (注)5、7	850.7円 (注)5、7	850.7円 (注)5、7
資本組入額	425.35円 (注)7	425.35円 (注)7	425.35円 (注)7
発行価額の総額	250,020,730円	23,649,460円	199,914,500円
資本組入額の総額	125,010,365円	11,824,730円	99,957,250円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	株式⑦	株式⑧	株式⑨
発行年月日	2022年6月20日	2023年8月29日	2023年9月15日
種類	D種優先株式	D種優先株式	D種優先株式
発行数	1,739,400株 (注) 7	528,800株 (注) 7	235,200株 (注) 7
発行価格	850.7円 (注) 5、7	850.7円 (注) 5、7	850.7円 (注) 5、7
資本組入額	425.35円 (注) 7	425.35円 (注) 7	425.35円 (注) 7
発行価額の総額	1,479,707,580円	449,850,160円	200,084,640円
資本組入額の総額	739,853,790円	224,925,080円	100,042,320円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 2

項目	株式⑩
発行年月日	2023年9月15日
種類	D-1種優先株式
発行数	40,200株 (注) 7
発行価格	850.7円 (注) 5、7
資本組入額	425.35円 (注) 7
発行価額の総額	34,198,140円
資本組入額の総額	17,099,070円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2022年2月16日	2024年3月29日	2024年3月29日
種類	第3回の3新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション及び第三者割当による募集新株予約権)	第5回新株予約権
発行数	普通株式 80,100株 (注) 7	普通株式 148,000株 (注) 7	普通株式 117,600株 (注) 7
発行価格	1株につき455円 (注) 5、 7	1株につき491円 (注) 5、 7	851円 (注) 5、 7
資本組入額	228円 (注) 7	246円 (注) 7	426円 (注) 7
発行価額の総額	36,445,500円	72,668,000円	100,077,600円
資本組入額の総額	18,262,800円	36,408,000円	50,097,600円
発行方法	2021年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っておりま	2024年3月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っておりま	2024年3月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3、 4	(注) 4

項目	新株予約権④	新株予約権⑤
発行年月日	2024年4月12日	2024年5月31日
種類	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回の2新株予約権
発行数	普通株式 240,000株 (注) 7	普通株式 70,500株 (注) 7
発行価格	1株につき491円 (注) 5、 7	851円 (注) 5、 7
資本組入額	246円 (注) 7	426円 (注) 7
発行価額の総額	117,840,000円	59,995,500円
資本組入額の総額	59,040,000円	30,033,000円
発行方法	2024年4月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っておりま	2024年3月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に關し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
- (3) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
- (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2023年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
5. 発行価格は、DCF法(ディスカウンティド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき455円 (注) 7	1株につき491円 (注) 7	1株につき851円 (注) 7
行使期間	自 2024年2月16日 至 2032年2月15日	自 2026年3月29日 至 2034年3月28日	自 2024年3月29日 至 2034年3月28日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権④	新株予約権⑤
行使時の払込金額	1 株につき491円 (注) 7	1 株につき851円 (注) 7
行使期間	自 2026年 4月13日 至 2034年 4月12日	自 2024年 5月31日 至 2034年 5月30日
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

7. 2024年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
8. 新株予約権②については、権利の喪失等により従業員2名6,000株分（株式分割後）の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

2024年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。以下の「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
SBI Ventures Two株式会社 代表取締役 中野 幸二 資本金 10百万円	東京都港区六本木一丁目 6番 1号	投資事業	587,700	499,956,390 (850.7)	— (注)
SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 佐伯友史 資本金 500百万円	東京都中央区八重洲一丁目 3番 4号	投資事業	352,700	300,041,890 (850.7)	— (注)
Spiral Capital Japan Fund 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Spiral Capital LLP 代表組合員 奥野 友和	東京都港区虎ノ門五丁目 9番 1号	投資事業	235,100	199,999,570 (850.7)	—
TSVF1投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社テラスカイベンチャーズ 代表取締役 塚田 耕一郎 資本金 100百万円	東京都港区六本木一丁目 6番 1号	投資事業	117,500	99,957,250 (850.7)	—

(注) 当該第三者割当により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
S M B C 日興証券株式会社 取締役社長 吉岡 秀二 資本金 10,000百万円	東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号	証券業	190,400	161,973,280 (850.7)	特別利害関係者等(金融商品取引業者) (注)

(注) 2024年7月11日開催の取締役会において、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてD種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付したことにより、特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Dawn Capital 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社Akatsuki Ventures 代表取締役 石倉 壱彦	東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oakmeguro8階	投資事業	352,600	299,956,820 (850.7)	— (注)

(注) 2024年7月11日開催の取締役会において、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてD種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付したことにより、特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。

株式④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
DIMENSION 2号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株 式会社 職務執行者 宮 宗 孝光	東京都港区虎ノ門五丁 目 9番 1号	投資事業	117,600	100,042,320 (850.7)	—
みずほリース株式会社 代表取締役社長 中村 昭 資本金 26,077百万円	東京都港区虎ノ門一丁 目 2番 6号	リース・割賦	117,500	99,957,250 (850.7)	—
エムスリー株式会社 代表取締役 谷村 格 資本金 29,192百万円	東京都港区赤坂一丁目 11番44号	医療関連サー ビス	58,800	50,021,160 (850.7)	—

株式⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
S M B C 日興証券株式 会社 取締役社長 吉岡 秀二 資本金 10,000百万円	東京都千代田区丸の内 三丁目 3番 1号	証券業	27,800	23,649,460 (850.7)	特別利害関係者 等(金融商品取引 業者) (注)

(注) 2024年7月11日開催の取締役会において、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてD種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付したことにより、特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。

株式⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Industrial Technology Investment Corporation Chairman Edwin Liu	6F, NO.106, Sec2, Heping E Rd, Taipei City 10622, Taiwan(ROC)	投資事業	235,000	199,914,500 (850.7)	—

株式⑦

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Vertex Growth Fund II Pte. Ltd. 無限責任組合員 Vertex Growth Fund II Pte. Ltd. Director, Tam Hock Chuan	250 North Bridge Road Raffles City Tower #11-01 Singapore 179101	投資事業	1,621,400	1,379,324,980 (850.7)	—(注)
HT Asia Technology Fund LP 無限責任組合員 Growth Strategic Holdings Limited Director, Yan Dongao	Harneys Fiduciary (Cayman) Limited, 4F Harbour Place, 103 South Church Street, P. O. Box 10240, Grand Cayman KY1-1002, Cayman Islands	投資事業	118,000	100,382,600 (850.7)	—

(注) 当該第三者割当により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。

株式⑧

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
近鉄ベンチャーパートナーズ株式会社 代表取締役社長 浦野智之 資本金 100百万円	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号	投資事業	117,600	100,042,320 (850.7)	—
UBV Fund-II投資事業有限責任組合 無限責任組合員 UBV Fund-II有限責任事業組合 組合員 株式会社UB Ventures 代表取締役 岩澤 優	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	投資事業	117,500	99,957,250 (850.7)	—
ヒューリックスタートアップ1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ヒューリックスタートアップ株式会社 代表取締役 上杉 孝 資本金 15百万円	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	投資事業	117,500	99,957,250 (850.7)	—
株式会社ギーエンス 代表取締役社長 中田有 資本金 30,637百万円	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目3番14号	電子応用機器の製造・販売	117,500	99,957,250 (850.7)	—
AGキャピタル株式会社 代表取締役社長 山内郁雄 資本金 10百万円	東京都港区芝二丁目31番19号	投資事業	58,700	49,936,090 (850.7)	—

株式⑨

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ENEOSイノベーションパートナーズ合同会社 有限責任社員 ENEOSホールディングス株式会社 職務執行者社長 長沼 亨	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	投資事業	235,200	200,084,640 (850.7)	—(注)

(注) 2024年7月11日開催の取締役会において、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてD種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付したことにより、特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。

株式⑩

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
SMB C日興証券株式会社 取締役社長 吉岡 秀二 資本金 10,000百万円	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	証券業	40,200	34,198,140 (850.7)	特別利害関係者等（金融商品取引業者） (注)

(注) 2024年7月11日開催の取締役会において、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてD種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付したことにより、特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
日置 友輔	—	会社員	80,100	36,445,500 (455)	当社従業員(注)

(注) 日置友輔は、2022年2月17日付で当社取締役に選任され、特別利害関係者に該当しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
保坂 文哉	—	会社員	40,000	19,640,000 (491)	外部協力者(注) 2
浅沼 達平	—	会社員	5,000	2,455,000 (491)	外部協力者(注) 2

(注) 1. 上記のほか、大株主等ではない当社の従業員15名に対して新株予約権を割り当てており、その新株予約権の目的である株式の総数は97,000株であります。なお、退職等の理由により権利を喪失したものについては含めておりません。
2. 保坂文哉は2024年5月1日付で、浅沼達平は2024年7月1日付で当社従業員となっております。そのため、「取得者の住所」の記載を省略しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社静岡銀行 代表取締役 八木 稔 資本金 90,845百万円	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地	銀行業	117,600	100,077,600 (851)	取引銀行

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
日置 友輔	—	会社役員	240,000	117,840,000 (491)	特別利害関係者 等(当社取締役)

新株予約権⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
J A三井リース株式会社 代表取締役社長執行役員 新分 敬人 資本金 32,000百万円	東京都中央区銀座八丁目13番1号	賃貸事業	70,500	59,995,500 (851)	—

3 【取得者の株式等の移動状況】

特別利害関係者等については、「第1特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年7月29日	—	—	—	Spiral Capital Japan Fund 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Spiral Capital LLP 代表組合員奥野友和	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	—	D種優先株式△235,100 普通株式 550,400	—	(注) 1
2024年7月29日	—	—	—	Industrial Technology Investment Corporation Chairman Edwin Liu	6F, NO.106, Sec2, Heping E Rd, Taipei City 10622, Taiwan(ROC)	—	D種優先株式△235,000 普通株式 550,200	—	(注) 1
2024年7月29日	—	—	—	HT Asia Technology Fund LP 無限責任組合員 Growth Strategic Holdings Limited Director Yan Dongao	Harneys Fiduciary (Cayman) Limited, 4F Harbour Place, 103 South Church Street, P. O. Box 10240, Grand Cayman KY1-1002, Cayman Islands	—	D種優先株式△118,000 普通株式 276,300	—	(注) 1
2024年7月29日	—	—	—	近鉄ベンチャーパートナーズ株式会社 代表取締役社長 浦野智之	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号	—	D種優先株式△117,600 普通株式 275,300	—	(注) 1
2024年7月29日	—	—	—	DIMENSION 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DIMENSION2号合同会社 代表社員 DIMENSION株式会社 職務執行者 宮宗孝光	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	—	D種優先株式△117,600 普通株式 275,300	—	(注) 1
2024年7月29日	—	—	—	株式会社キーイングス 代表取締役社長 中田有	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目3番14号	—	D種優先株式△117,500 普通株式 275,100	—	(注) 1

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年7月29日	—	—	—	みずほリース株式会社 代表取締役社長 中村 昭	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	—	D種優先株式 △117,500 普通株式 275,100	—	(注) 1
2024年7月29日	—	—	—	ヒューリックスタートアップ1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ヒューリックスタートアップ株式会社 代表取締役 上杉 孝	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	—	D種優先株式 △117,500 普通株式 275,100	—	(注) 1
2024年7月29日	—	—	—	UBV Fund-II投資事業有限責任組合 無限責任組合員 UBV-II 有限責任事業組合 組合員 株式会社UB Ventures 代表取締役 岩澤 倭	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	—	D種優先株式 △117,500 普通株式 275,100	—	(注) 1
2024年7月29日	—	—	—	TSVF1投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社テラスカイベンチャーズ 代表取締役 塚田 耕一郎	東京都港区六本木一丁目6番1号	—	D種優先株式 △117,500 普通株式 275,100	—	(注) 1
2024年7月29日	—	—	—	エムスリー株式会社 代表取締役 谷村 格	東京都港区赤坂一丁目11番44号	—	D種優先株式 △58,800 普通株式 137,600	—	(注) 1
2024年7月29日	—	—	—	AGキャピタル株式会社 代表取締役社長 山内 郁雄	東京都港区芝二丁目31番19号	—	D種優先株式 △58,700 普通株式 137,400	—	(注) 1

- (注) 1. 2024年7月11日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を、D種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2.34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2024年7月30日開催の臨時株主総会により、2024年7月31日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2024年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」は、当該株式分割後の「移動株数」を記載しております。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
米倉 千貴 ※1、2	神奈川県横浜市緑区	6,000,000	21.01
Vertex Growth Fund II Pte. Ltd. ※1	250 North Bridge Road Raffles City Tower #11-01 Singapore 179101	3,796,500	13.29
ジャフコSV4共有投資事業有限責 任組合 ※1	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号、ジャフコ グループ株式会社	2,620,000	9.17
SBI Ventures Two株式会社 ※ 1	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,376,100	4.82
SBI AI&Blockchain投資事業有限 責任組合 ※1	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,100,000	3.85
イーストベンチャーズ2号投資 事業有限責任組合 ※1	東京都港区六本木四丁目2番45号	840,000	2.94
SMBCベンチャーキャピタル6号投 資事業有限責任組合 ※1	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	825,800	2.89
Dawn Capital 1号投資事業有限 責任組合 ※1	東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oakmeguro8階	825,600	2.89
米倉 豪志 ※3、7	—	800,000 (800,000)	2.80 (2.80)
S M B C 日興証券株式会社 ※ 1、6	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	605,000	2.12
E N E O S イノベーションパー トナーズ合同会社 ※1	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	550,700	1.93
Spiral Capital Japan Fund 2号 投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	550,400	1.93
Industrial Technology Investment Corporation	6F, NO. 106, Sec2, Heping E Rd, Taipei City 10622, Taiwan(ROC)	550,200	1.93
INTAGE Open Innovation投資事 業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	550,000	1.93
株式会社メタリアル	東京都千代田区神田神保町三丁目7番1号	549,500	1.92
ジャフコグループ株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	410,000	1.44
日置 友輔 ※4	—	402,000 (402,000)	1.41 (1.41)
中野 誠二 ※5	—	400,000 (400,000)	1.40 (1.40)
— ※8	—	400,000 (400,000)	1.40 (1.40)
野村ホールディングス株式会社 ※6	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	280,000	0.98
HT Asia Technology Fund LP	Harneys Fiduciary (Cayman) Limited, 4F Harbour Place, 103 South Church Street, P. O. Box 10240, Grand Cayman KY1-1002, Cayman Islands	276,300	0.97
近鉄ベンチャーパートナーズ株 式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号	275,300	0.96
DIMENSION 2号投資事業有限責任 組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	275,300	0.96
株式会社キーエンス	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目3番14号	275,100	0.96
みずほリース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	275,100	0.96
ヒューリックスタートアップ1 号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	275,100	0.96
UBV Fund-II投資事業有限責任組 合	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	275,100	0.96

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
TSVF1投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	275,100	0.96
TOPPANホールディングス株式会社	東京都台東区台東一丁目5番1号	220,000	0.77
株式会社プロトベンチャーズ	東京都新宿区西新宿六丁目18番1号	220,000	0.77
TIS株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	219,700	0.77
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	210,000	0.74
SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	210,000	0.74
— ※9	—	201,000 (201,000)	0.70 (0.70)
SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	140,000	0.49
エムスリー株式会社	東京都港区赤坂一丁目11番44号	137,600	0.48
AGキャピタル株式会社	東京都港区芝二丁目31番19号	137,400	0.48
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区吳服町一丁目10番地	117,600 (117,600)	0.41 (0.41)
TNPスレッズオブライト投資事業有限責任事業組合	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番地12	110,000	0.39
SuMi TRUSTイノベーション投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	110,000	0.39
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号	109,900	0.38
株式会社JR西日本イノベーションズ	大阪府大阪市北区梅田三丁目2番123号	109,900	0.38
株式会社OKBキャピタル	岐阜県大垣市郭町二丁目25番地	80,000	0.28
J A三井リース株式会社	東京都中央区銀座八丁目13番1号	70,500 (70,500)	0.25 (0.25)
— ※8	—	70,000 (70,000)	0.25 (0.25)
株式会社大広	大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	66,000	0.23
株式会社ビデオリサーチ	東京都千代田区三番町6番17号	66,000	0.23
カツリヨク有限責任事業組合	東京都港区浜松町二丁目2番15号浜松町ダイヤビル2F	44,000	0.15
— ※9	—	43,000 (43,000)	0.15 (0.15)
— ※9	—	43,000 (43,000)	0.15 (0.15)
その他20名	—	193,000 (171,000)	0.68 (0.60)
計	—	28,562,800 (2,718,100)	100.00 (9.52)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- ※2. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
- ※3. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)
- ※4. 特別利害関係者等(当社取締役)
- ※5. 特別利害関係者等(当社監査役)
- ※6. 特別利害関係者等(金融商品取引業者)

- ※7. 当社の取締役であった者
 - ※8. 当社の従業員であった者
 - ※9. 当社の従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 最近事業年度末日後、2024年7月11日開催の取締役会において、D種優先株式及びD-1種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年7月29日付で自己株式として取得し、対価としてD種優先株式及びD-1種優先株式1株につき普通株式2,34株（小数点以下第3位を四捨五入）をそれぞれ交付したことにより、Vertex Growth Fund II Pte. Ltd. は主要株主となりました。

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

株式会社オルツ

取締役会御中

監査法人シドー

横浜事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

藤田和重

指定社員
業務執行社員

公認会計士

有光洋介

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルツの2022年1月1日から2022年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び関係附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルツの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

株式会社オルツ

取締役会御中

監査法人シドー

横浜事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

藤田和重

指定社員
業務執行社員

公認会計士

有光洋介

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルツの2023年1月1日から2023年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び関係附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルツの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年8月9日

株式会社オルツ

取締役会御中

監査法人シドー

横浜事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

藤田和重

指定社員
業務執行社員

公認会計士

有光洋介

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルツの2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルツの2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認

められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上